

○村井座長 おはようございます。ただいまから「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」第7回を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

本日御出席いただいています委員、関係省庁の方々は座席表のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

上野委員と山本委員は、所要のため御欠席ということでございます。

なお、丸橋委員に関しましてはテレコムサービス協会の友村様に代理出席をいただいております。

吉田委員の代理の方が、畠さんです。よろしくお願いたします。

今回は、総合的な海賊版対策ということで事務局から説明を受けた後、議論をいただきたいと思ひます。

まずは、委員会の開催に先立って、知財事務局の住田局長から御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○住田局長 本日も、朝からお集まりをいただきましてありがとうございます。

今回もいろいろな御意見をいただいております。事務局もリソース不足もございまして、事務局についての御批判もいろいろとあるようでございまして、私どもとしてはできるだけ忠実に、これまで御議論いただいた点を紙の形に落とすということをやっているつもりなんですけれども、なかなか意を尽くせていないところがあるのかもしれないので、またきょうもしっかりと皆さんの御意見をよく伺っていききたいと思ひます。

役所でいうと、例えば各省協議でいただくような非常に詳細なコメントも一部いただいております。そういう意味でも、まだまだ私どもとしてもさらに努力しなければいけないと思ひますが、もともとのこの会議の目的というのは何といたっても海賊版をどうにかしようということ、法的な論点も含めて議論していこうということでお集まりをいただいております。そういった、この海賊版を何とかするという観点から、実効的なパッケージというようなものをお示ししていきたい、示していただければと考えているわけでございます。これがうまくいかないと、まさに海賊版の悪い人たちを利するだけということになってしまいますので、ぜひお願をしたいと思います。

さらには、やはり外から日本を、今回の海賊版サイトのようにある種、攻撃をするというふうなおそれへの対処という意味では危機感を持ってやっていきたいし、中でまとまらないということではなくて、繰り返しになりますけれども、建設的かつ実効的なパッケージというものにまとまっていくように、皆様の御協力と私どものさらなる努力が必要なのかなと考えておりますので、本日もよろしくお願したいと思ひます。

○村井座長 それでは、議事に入りたいと思ひます。

カメラの方はここまででございますので、御退席いただきたいと思います。

(報道関係者退室)

まず、最初に事務局資料の説明状況からお願いたします。

○岸本参事官 それでは、お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。

本日の配付資料ですけれども、資料1～4までが事務局からお願いいたしまして有識者から御提出いただきました資料となっております。

それから、資料の5が事務局の提出資料でございます、中間まとめの素案となっております。

それから、資料6～資料11が委員からそれぞれ御提出いただいている資料になっておりまして、最後に参考資料の1ということで、前回の委員からの御指摘を受けて事務局から出している資料が1つございます。

また、机上配付で会議後回収ということで、委員の皆様のお手元には会議後回収のものが2種類、そして机上配付資料で回収しないものが2種類ございます。

かなり多種多様でございますけれども、もし過不足などございましたらお申し出いただきたいと思います。

○村井座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○岸本参事官 それでは、資料の1から順に御説明をさせていただきたいと思います。

資料1ですけれども、アメリカの現状についてということで、SOPA、PIPAという法案についての概要となっております。これに関連しまして、机上配付資料で主要部分の試訳もございます。

済みません。先ほど御案内をし忘れたかもしれませんが、机上配付資料は3種類ございますので、そちらのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、「SOPAの概要」ということでございますけれども、石新先生のほうから出していた資料でございます、こちらからの質問に答えていただくような形でまとめていただいております。

まず「SOPAとは何か」ということなんですけれども、Stop Online Piracy Actということで、2011年の10月にアメリカの連邦議会の会員に提案され、司法委員会で審議されたけれども、2012年の1月20日付で審議が延期された。上院にもほぼ同内容の法案が出ていて、そちらはPIPAと呼ばれているということでございます。

質問の2つ目が「SOPAはどのような内容であったか」ということなのですが、知的財産権侵害の罰則規定の厳罰化など、幅広い内容を含むものであるけれども、ここではSOPAの原案をもとに主たる内容となるセクション102と103を中心にとということでまとめていただいております。

まずセクション102ですけれども、合衆国司法長官が海外の侵害サイトに関する差止請求を提起する権限に関する規定となっております。

aとしまして「対象サイト」ですけれども、対象となるサイトは「海外の侵害サイト」と定義されておりまして、ドメインネームが海外で登録されていれば、それは「海外」のサイトに該当するとされております。

また、「侵害」という意味なんですけれども、侵害を促進する場合は「侵害」するものに該当するとされております。

bの「差止訴訟の被告」なんですけれども、このセクション102に規定する差止訴訟というのは一時的には人に対して提起される必要がある。具体的には、対象サイトのドメインネームの登録者、または対象サイト運営者に対して提起される必要がある。

しかしながら、これらの者を特定することができなかつたり、あるいはアメリカの司法管轄外にいたりする場合には物に対して、具体的にはドメインネームや対象サイトを「被告」として訴訟を提起できるとされております。

「c. 命令の効力」なんですけれども、「差止訴訟が提起された場合、裁判所は「以後の外国侵害サイトとしての活動を行うことを中止する」ことを内容とする命令を発行することができる。」とされておまして、この命令が発行された場合、司法長官が命令書をそれぞれの者に送付して、それを受領した者というのが2ページ目にありますように、アクセスプロバイダの場合にはDNSブロッキング等により対象サイトへのユーザーのアクセスを制限する必要があり、検索エンジン事業者は対象サイトへのリンクを削除、決済業者は対象サイトに関する決済を停止、インターネット広告事業者は対象サイトに関する広告業務を停止する必要があるとされていたということでございます。

「免責」なんですけれども、上記の者は故意にその措置をとらなかった場合は司法長官から差止訴訟を提起されるおそれがある一方で、その措置をとった場合には法的な免責を受けることができたということでございます。

2つ目が「セクション103」なんですけれども、「手続の流れ」でございまして、103は私人間での請求に関する規定となっております。手続の流れは、まず権利者が「米国の財産の窃取に専用」されるサイトについて、決済業者または広告業者の2者に通知をする。その通知を受け取った決済業者または広告業者が、通知があった旨をサイトに対して通知をすると、そのサイトの運営者から異議申し立てがない場合、通知から5日以内にそのサイトに関する取引を停止するという規定になっているということでございます。

ちょっと飛ばしまして「b. 対象サイト」のところなんですけれども、「米国の財産の窃取に専用される」サイトということでして、これには運営者が侵害を促すか、侵害に使われる「可能性が高いことの確認を避けるための意図的な行動をとっている」というサイトも含まれるとされているということでございます。

質問の3つ目は、日本で検討されている海賊版対策との共通点または相違点ということでございます。これは石新先生に資料をごらんいただいて、その範囲内でのお話でございますけれども、SOPAは広告サイトなどさまざまな手法を用いている点、またはISPによるサイトブロッキングに関する措置を含んでいる点において、日本で今、行われている議論と共通している。

一方で、下記のような違いがあるということございまして、1つ目の違いが対象サイトの範囲です。日本で行われている議論の方向性を見ると、相当程度限定する方向性にあ

るのではないかという御理解のもとでということですが、SOPAの場合には少なくとも明文上それほど厳しい要件が課されておらず、セクション102の対象サイトは海外の侵害サイトであって、特段、量や割合で限定をかける趣旨と見られる要件がなかったため、例えばGoogle.caのようなアメリカ外のドメインを使用するウェブサイトのごく一部に権利侵害が認められる場合でも、この要件を満たすと解釈される可能性があったということになります。

そして、「b. サイトブロッキングの手段」です。日本との議論は見てみると、法制化する場合には権利者がISPを被告として訴訟を提起する手段が想定されているのではないかという御理解のもとですが、SOPAの場合、司法長官がドメインネームやサイトという物を被告として訴訟を提起することが可能であったというところが違うのではないかということになります。

そして、cの「義務を課される事業者の範囲」ですけれども、日本では検索エンジン、決済事業者、広告事業者について、任意の協力はともかく、法的義務を課するという点については議論されていないという御理解ですが、SOPAのセクション102についてはISPによるサイトブロッキングだけではなく検索エンジンによる検索結果からのリンクの削除、決済事業者による業務の停止、あるいは広告事業者による広告業務の停止などに関する法的義務を定める内容になっていた。特に、決済事業者と広告事業者についてはさらにセクション103が適用されるという法案になっていたということになります。ここまでは、資料1でございませう。

次に、資料2でございませうが、九州大学の成原先生から、SOPA、PIPA法案をめぐってどういった議論があったかと、我が国への示唆ということで資料をおまとめいただいております。

概要とプロセスは後ほどごらんいただくとしまして、4ページ目でございますが、この法案に対する反応ということでございませう、ネット業界からは例えばAOLとかeBay、Facebook等による連名の書簡というのが2011年の11月に出されてございませう、目的には賛同しているけれども、インターネット企業及びテクノロジー企業を新しい不確実な損害賠償責任、私的な訴権、ウェブサイトの監視を要求する技術上の義務にさらそうとしているというような内容で意見書を出されてございませう。

5ページ目ですけれども、Googleのオフィシャルブログに掲載されていたというのが、PIPA及びSOPAはウェブを検閲するものであるといったような御意見である。そして、2012年の1月にはWikipediaが抗議のためにサイトを24時間停止したということも書いてございませう。

それから6ページ目ですが、「利用者団体側の反応」ということで、電子フロンティア財団からですけれども、「裁判所によって、サイトが著作権を侵害し、または他の何らかの法律に違反していると認定される前に、司法長官のみならず、個人までもが、サイトを検閲するためのブラックリストを作成することを可能にする」ものだとして批判。そのほ

か、ネット利用者らによる1,000万名以上の反対署名が集まった。

7ページ目が「学会の議論」ということでございまして、例えば言論を委縮させてしまうのではないかとか、「デジタル・インフラストラクチャに対する事前抑制」ではないかという御意見があったということでございます。

それから、8ページ目、9ページ目が「ホワイトハウスの声明」ということで、オンラインの海賊行為は、真剣な立法による対応を必要とする重大な問題であると考えているが、表現の自由を縮減したり、サイバーセキュリティのリスクを高めたり」といったような立法を支持するつもりはないというようなことを声明として出されております。

そして、10ページ目が法案支持者の反応ということですが、知的財産の保護は検閲に当たらないという反論や、DMCAの制定の際にも同じような反対論があったけれども、実際にはDMCAのもとではインターネットは発展しており、イノベーションに貢献しているという反論などが行われた。

2012年の1月に、提出者の議員が一部修正案を検討することを表明した後、同月の20日に取り下げの声明を発し、審議は無期限延期という状態が続いているということでございます。

11ページ目以降は成原先生の我が国への示唆ということですが、後ほどごらんいただきたいのですが、簡単に申し上げますと「法律の根拠と立法プロセスにおけるオープンな議論の必要性」、オープンな議論と国民による広範な議論を重ねることが大事だ。

2つ目が「司法手続の必要性」で、SOPA102条が司法の判断を要求していたということは注目に値する。103条は著作権者からの通知に基づいて取引停止を義務づけていて、私的な検閲の権限を与えるものであるという点が批判されていた。

3つ目が「ブロッキングがインターネットにもたらす広範な影響」ということでして、インターネットの自由とガバナンスのあり方全体に及ぼし得る広範な影響を視野に幅広い議論を行うべきだ。

13ページ目、4つ目ですけれども、「通信の秘密が仕える価値の普遍性」ということで、アメリカでも表現の自由とか、プライバシーとか、サイバーセキュリティが尊重されており、それらに基づいて批判が行われている。通信の秘密の保護のあり方は再評価されるべきではないか。

14ページ目が多様な選択肢ということ、アメリカでもいろいろな選択肢が盛り込まれていて、多様な選択肢のメリット、デメリットを我が国でも比較すべきではないかといったような御意見をいただいております。

これが資料2でございまして、続きまして資料3ですが、ドメインネームの差し押さえ・没収制度というのがアメリカにありますので、それについて慶応義塾大学の奥邨先生におまとめいただいております。

ドメインネームの差し押さえ・没収制度なのですが、アメリカの合衆国法典、犯罪及び刑事手続に関する18U.S.C. というものの2323条と981条に基づいて実施されている。

民事と刑事の没収制度があるということなんですけれども、「民事没収」について「没収の対象財産」は、著作権法506条によってその生産や取引が禁止されている物品である。それで、何らかの形で、または部分的にその著作権侵害罪というものを実行し、また実行を助長するために利用される、または利用が意図されている財産。また、犯罪の実行の結果として直接的に、または間接的に得られた利益を構成する、または利益から派生する財産、これが没収財産の対象となるものである。

「手続き」に関しましては、民事没収に関する本法46条の規定というのが適用される。

「刑事没収」につきましては、著作権法に規定する犯罪について有罪となった者に判決を下す際に、当該者に対してほかの刑に加えて命じるものであるということとして、手続についてはそこに書いてあるとおりということでございます。

一番下の「・」のところなんですけれども、2323条というのはPro IP Act、2008年に成立した法律ですが、それによって新設されたものであって、もともと無断複製物や海賊版レコードなどについては差し押さえ・没収の制度であったけれども、このPro IP Actによって没収対象というものが増やされた、拡大したということでございます。

改正時の議論において、ドメインネームがその中に入ることについて論じられた形跡はないと指摘されているんですけれども、2010年にオバマ政権が開始したOperation in Our sites作戦において（B）の財産、先ほどの1ページ目に（B）と書いてありましたけれども、その財産に米国で登録されているドメインネームが含まれる。例えば.comとか.orgというものですけれども、そういう一種の拡大解釈がなされてドメインネームの募集が行われるようになったということでございます。

そもそも「民事没収制度とは」何かということについて整理いただいております、これはコモンロー上の制度で、最初に制定法に規制されたのが17世紀半ばの英国「航海法」であった。それで、アメリカでは植民地時代から存在していた。徐々に対象範囲が拡大して、現在に至っている。

それで、合衆国の通例ではあるのですが、連邦法によるものと州法によるものがあって、ドメインネームの没収は連邦法によるものである。

例えば、刑事没収の場合には被告人が有罪となった場合、被告人に対して課される刑罰の一つなんですけれども、民事没収の場合には所有者が有罪であるということは要件にはなっていない。関係なく没収され得るということでございます、没収対象物や財産が有罪かどうかということがポイントである。

対象財産の所有者が犯罪に無関係でも、没収され得る。

3ページ目にいきまして、誰かが起訴されたり、起訴された者が有罪になったりすることは要件にはなっていない。

刑事ではなく、民事手続として遂行されるので、政府が負う立証の程度というのは民事のレベル（証拠の優越）でよいというのが原則であって、結果として刑事没収に比べ、手続的な負担が少なく、迅速・容易に差し押さえ・没収が可能という特徴があるとされてい

るということでございます。

刑事没収は「人」に対する司法手続であるのに対して、民事没収は「物」、または「財産」そのものに対する司法手続であって、なぜそういうことが可能かといいますと、対物管轄権とそれに基づく訴訟という英米法に特有の考え方が背景にあるのである。

民事手続によるといっても、私人間の訴訟ということではなく、合衆国政府が原告として被告である「財産」を訴える形になる。

それで、差し押さえは没収に先行して行われる。

以下は、「具体的な流れ」を書いております。捜査機関が宣誓供述書を添えて、合衆国治安判事に対して差し押さえ令状の発布を申し立て、相当の理由があると認められるときに発布される。

差し押さえ令状が有効なのは米国内のドメインネーム登録機関であって、サーバーが海外にあってもドメインネームがアメリカで登録されているならば差し押さえが可能である。

令状の発布後は、ドメインは捜査機関の管理下に置かれるので、ドメインネーム管理機関が対象ドメインをロックしまして、捜査機関のページにリダイレクトするように、そこに示してあるバナーが掲載されているページにリダイレクトするように設定されるということでございます。

その差し押さえを行った捜査機関は利害関係者に、ウェブサイトの運営者などに差し押さえについて通知をし、定められた期間内に反論が可能となっているんですけども、反論がなければそのまま没収されるということでございます。反論があった場合は、ドメインを返却するか、没収訴訟に進むかを選択する。

それで、「民事没収制度への批判」ですけども、「憲法上の疑義」ということで次のページで、「適正手続違反ではないか？」という意見もあるということなのですが、最高裁では違憲ではないと判断されている。それはアメリカでしっかり定着しているので、今さら置きかえることはできない。

問題とされている犯罪行為に対して、没収対象財産が不均衡に高額な場合には「憲法修正8条」との関係で疑義があるのではないかという意見もあるということなんですけれども、その余地を認めたケースもあるようではあるのですが、例えば州法については現在、判断待ちのものとして車に関するものがあるようなのですが、ドメインネーム差し押さえについては特にそういうことではなくて、表現の事前抑制となっているのではないかなというような指摘もある。

「実務上の問題」ということなのですが、差し押さえが実行されるまでに所有者が全くわからないというところが問題である。権利を回復するための負担が大きい。また、捜査機関が没収した財産を売って収入にすることができるので、不均衡に高い財産を民事没収しようというインセンティブがあるという批判がある。もっとも、没収されたドメインネームが換価されたということはないということでございます。

結果としていろいろな問題があるので、制度自体の見直しを求める声は強いということ

でございます。

以下、「具体例」として「Operation in Our Sites」のときの例を挙げておまして、このときには2012年までに1,719のドメインネームが差し押さえられ、2017年には参加国全体、これは他国とも、欧州各国とも参加した取り組みが行われているということなのですが、全体で2万520のドメインネームが差し押さえられたという発表がされているというところでございます。以下、ごらんいただきたいと思っております。

急ぎまして、資料4、弁護士の方の井奈波朋子先生から御提出いただいた「フランスにおけるサイトブロッキング等の著作権侵害対抗措置」についての資料でございます。

フランスでは、インターネットアクセスプロバイダや検索エンジン運営者などのネットにおける技術的仲介者について直接侵害者、あるいは幫助者であるということを理由として法的措置をとり得る局面と、直接侵害者か、幫助者かということに該当するかどうかという問題とは無関係に法的措置をとり得る局面というのは区別してございまして、サイトブロッキングや検索結果への非表示、フィルタリングなどについては後者のほうに位置づけがあるというところでございます。

「実定法上の根拠」といたしましては、知的財産法典の336-2条ということにして、そこに書いてあるように「大審裁判所は、オンラインでの公衆への伝達サービスの内容によって引き起こされる著作権又は隣接権への侵害が存在する場合には、必要な場合には急速審理」、これは日本でいえば仮処分ということなのですが、「決定を下すことによって、保護される著作物及び目的物の権利者」等々ですね。そこに書いてあるような方のところの請求に応じて、「これらを改善することに寄与する可能性があるいずれの者に対しても、このような著作権又は隣接権の侵害を予防し、又は終了させるのに適したいずれの措置も命じることができる。」という規定になっております。

「立法経緯」といたしましては、2006年にEU情報社会指令を国内法化する法律というものによって、違法ダウンロードの防止を定める節が新設され、その後、2009年にいわゆるHADOPI法というものですけれども、著作物等を違法に利用可能にするための防止措置を求める内容に拡張されているという経緯をたどった。

「憲法院の判断」、(2)のところですが、立法当初、憲法違反が問題とされたが、憲法院は憲法適合性を認めた。問題として挙げられたのが、差止命令の措置によって電気通信のインフラ機能もブロックする可能性を与えることは、ネットユーザーから情報と思想を受領する権利を奪うこと、本条の潜在的適用対象となる者は過度の広汎性かつ不明確性により、予防の名目でインターネットへのアクセスを制限されることということがあったんですけれども、憲法院は著作者が裁判所に必要な措置を請求しているのであって、立法者は表現及び伝達の自由を誤解しているわけではなく、裁判所はこの自由を尊重して問題の権利の保全に厳密に必要な措置しか命じないということを理由にその主張を認めず、憲法適合性を肯定。

この憲法院の判断を井奈波先生なりにそしゃくされると、著作権の保護こそが表現・伝

達の自由を守るものであって、司法手続により過度の広汎性及び不明確性の問題は解消されるという思想に基づくものではないかということでございます。

規定の「336-2条の性格」なのですが、1つ目は「司法型」ということございまして、大裁判所が必要な場合には急速審理の形式で決定を下すということが規定されておりますので、司法型が採用されている。急速審理は、我が国でいえば仮処分と同等の手続。

それで、2つ目の性格、性質なのですが、「法的性質」について、本条に基づく措置というのは知的財産権侵害訴訟とは独立した差止命令ということございまして、法的手続は知的財産権侵害訴訟ではなく、ネット上で公衆伝達サービスの内容によって生じた権利侵害の停止を求める特別な法的手続であって、損害賠償請求手続でもないので過失や責任を問題とする必要はないとされております。

3つ目が手続なのですが、申立人となり得るものは著作物等の権利者、権利承継人のほか、集中管理機関、職業擁護機関とか、手続は知的財産権侵害とは無関係なので、申立人は必ずしも権利者である必要はない。

相手方となり得る者は、著作権等の侵害を改善することに寄与する可能性がある全ての者とされておりまして、技術的仲介者であるという限定もないのですけれども、今のところ裁判例で相手方とされているのはアクセスプロバイダと検索エンジン運営者であるということでございます。

「措置の要件」なのですけれども、「侵害を改善することに寄与する可能性」ということでして、情報社会指令の前文、59項を手がかりに、相手方が問題となる著作権・著作隣接権侵害を改善することに寄与する可能性があることのみが条件となっております。仲介者の事情は問わない。また、補充性も不要であって、事前に申立人がサイト運営者に訴訟を提起して失敗したというようなことは要件にはなっていない。

「比例原則」なんですけれども、その差止命令というのは比例原則に基づいて関係する基本的な権利のバランスのもとにおいて措置が厳密に必要な場合にしか命じることができない。したがって、その措置は効果的である必要があるとされる。アクセスプロバイダが全ての電気通信をフィルタリングするシステムの導入を求めることは比例原則に反するとされています。

コスト負担なんです。条文によって裁判所は、このような権利の侵害を予防し、または終了させるのに適した全ての措置を命じることができるとして、具体的な措置としてはブロッキングだけではなくて検索結果からの非表示、フィルタリングもあり得ることになっているということでございます。

差止命令が認められることに問題はないけれども、コスト負担者についての定めがないということ。専らこの条文をめぐる争点というのは、誰がコストを負担するかということである。その場合も、比例原則への適合性が求められる。

破毀院というのが下級審の判決の例外的な不服申し立てについて審議をする。破棄申し立てについて審議をするところですが、そちらがブロッキングや検索結果からの非

表示の措置をとるために多大なコストがかかるものであっても、その措置が負担しがたい犠牲を強いるものではない限り、仲介者が負担すべきという判断を示している。

その理由としては、著作権侵害サイトに対するアクセスにより、経済的な利益を得ている。裁判所が命じた手段に対して、経済的に協力することは比例原則に合致し、合法である。また、具体的な措置の決定が技術的仲介者に委ねられているので、企業活動の自由を侵害することはない。立証責任は仲介者が負担し、評価は事実審の裁判官に委ねられる。

この事件の控訴審に関しては、申立人は既に権利を侵害されていることに加え、追加費用によって経済的均衡は悪化すると認定されている。

ただ、これに関して破毀院の結論には申立人の経済状況、つまり裕福かどうかということですしけれども、考慮していない。負担しがたい犠牲というのはどういう状況で判断されるかの見極めは困難であるという批判があるということでございます。

済みません。ちょっと長くなりましたので、以下裁判例については後ほどごらんいただければと思います。

井奈波先生から、机上配付資料で破毀院の判決についての和訳もいただいておりますので、これもあわせてごらんいただければと思います。

それから、資料5でございます。中間まとめの案について事務局から簡単に御説明をさせていただきますと思います。

まず4ページ目以降、第1章が「インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の現状」ということで現状をまとめておりまして、コンテンツ市場が近年伸び悩んでいたところ、電子配信市場の伸びにより再び拡大の兆しが見えてきた。それはいろんな情報通信技術、環境の高度化によるものであったということを書いております。

6ページ以降、「ビジネスモデルの変化と海賊版対策の推移」というのは、インターネット関連の技術進歩・環境整備の進展というのが、一方では海賊版サイトの興隆というものに凶らずも寄与してしまう。

これに対して、コンテンツ業界は政府とも緊密に連携しながらさまざまな対策を進めてきたということで、音楽、動画・アニメ、そして出版・マンガ作品に対しまして、例えばCODAさんの設立なども含めた形でいろいろな対策をとってきたということを整理しております。

11ページ目ですけれども、「大規模海賊版サイトの出現」ということで、近年インターネット上における侵害コンテンツの流通が拡大していて、国境を越えた被害というのが深刻さを増している。特に2017年秋以降ということで、大規模な利用者数を獲得するようなサイトが出現した。

12ページから、3サイトの急激な拡大により、売り上げの減少という直接的な被害のみならず、本来コンテンツ産業が享受できたであろう成長機会を奪われたことを傍証するデータもあるということで御紹介しておりまして、13ページ目ですけれども、こうした悪質な海賊版サイトがこのまま侵害を続けると、コンテンツビジネスの基盤が崩壊し、良質な

コンテンツを生み出し続けることができなくなるばかりか、若年層を中心にインターネット上で健全にコンテンツを楽しむルールが失われるのではないかというようなことを書いております。

14ページ目ですけれども、「インターネット上の海賊版サイトに対する総合的な対策の必要性」ですが、対処の難しさの特徴ということで、なぜ難しいのかという仕組みを少し紹介しております。

CODAさんからの御発表に基づきまして、匿名運営を可能とする各種のサービスということで、例えば完全な匿名性を売りにしているドメイン登録サービスですとか、「オフショアホスティング」「防弾ホスティング」ですとか、CDN事業者の中にもサーバーの特定が難しい上、権利者の要請に極めて非協力的な存在というのも指摘されているというようなことを書いております。

15ページ、16ページ目は、3サイトについての経緯を簡単に整理しております。

17ページ以降は、村瀬弁護士参考人からの御発表資料に基づいて、海賊版サイトというものが数カ月で急速に増長する可能性が大いにある。迅速に複数の方法を組み合わせながら対処する必要性がある。最近、また新しい増長してきているサイトがあるという御紹介があったということ、サイト名は匿名にしつつ御紹介しております。

20ページ目は、知財本部の4月13日の緊急対策で、今後の海賊版対策に関する進め方について確認しており、それに基づいて検討会議でさまざまな議論を行った。会議においては、一つ一つの対策で確実に十分な効果を上げることが難しいこと、複数の手法を組み合わせた継続的な取り組みが必要であることについて理解が共有された。そして、各種の海賊版対策をさらに強化するために改善が求められる事項や、既存の海賊版対策の限界を補うための新たな施策の必要性について議論が行われた。

そして、第2章に記載するそれぞれの対策を有機的に結びつけ、総合的に推進していくことが必要であるということに記載しております。

22ページ目以降が、第2章といたしましてその総合対策についての章でございます。

1つ目が「著作権教育・意識啓発」でございます。

家庭教育ということで、青少年に情報モラルを早くから醸成する家庭教育というのは非常に重要である。また、文化庁による学校教育における著作権に関する普及啓発活動も実施されており、積極的に展開する必要がある。

23ページ目以降、出版広報センターの普及啓発キャンペーンですとか、CODAの国際連携のキャンペーンというの御紹介しつつ、25ページ目でユーザーの規範意識を高めることは一朝一夕に実現できることではないけれども、海賊版サイトのカジュアルユーザーの減少のために最も重要な施策であって、全ての対策の基盤であるので、今後さらなる取り組みの強化が求められ、あらゆる対策を講じる上での基盤的な施策として常にこの視点を組み込んでいくことが重要であるというふうに記載をしております。

26ページ目以降が2つ目、「協力体制の構築」でございます。

総合対策をやっていく上での中心となる組織の必要性ということでございまして、そういった組織の必要性について検討会議において御指摘があった。既に権利者と関係事業者との間で、例えば広告出稿抑止のためのリストを提供する、共有していただく枠組み、あるいはフィルタリング会社とセキュリティー会社との間でリストを提供して活用いただくような取り組みがある。また、検索事業者との間でも同様の取り組みが構築されれば、アクセスを抑止する効果が期待できるのではないか。

さらに、アクセス警告方式の導入が検討される中で、対象となる海賊版サイトのリストの作成というのが重要で、この作成に当たっては関連する業界が協働して作成すべきではないか。

それぞれの事例に応じた効果的な対策とは何かということについても、専門的な知見を結集して検証する枠組みを構築することが重要としております。

28ページ目、「正規版の流通促進」でございます。海賊版対策としても効果が大きいのは、ユーザーにとって利便性の高い形でのコンテンツの正規版流通である。ライフスタイルの変化とか通信環境の変化にあわせて、オンラインでの流通がふえてきていて、ビジネスモデルにも大きな変化が起きていて、いろんなモデルを組み合わせたサービスが行われている。これに関連して、デジタル配信に対応した権利強化のための法整備も行うなど、環境整備にも取り組んできました。その結果、正規版コンテンツの海外も含めたデジタル市場は着実に拡大している。

29ページ目、「各分野における現在の取組例と課題」、こうした正規版市場の成長をさらに推し進めるためには、悪質な海賊版サイトによる被害の拡大を食い止めると同時に、消費者のニーズにあわせたサービスを模索することが求められるということで、各分野の状況を簡単に整理いたしまして、今後は正規版の流通拡大に取り組むことに加えて読みやすさ、作品の見つけやすさといったユーザーのニーズに合致したサービスの構築や購買データを活用したパーソナライズ等がこれまで以上に重要となる。

「数年後の競争を見据えて」というのが31ページ下からありますが、マンガ、アニメはクールジャパンの重要な要素ですけれども、5年、10年先に国際競争にさらされることは避けられない。海外の消費者の嗜好やニーズも考慮したサービスを迅速に構築することが求められる。海賊版対策と同時に、啓発活動も重要ということです。

世界のコンテンツ市場が拡大しているということを考えると、世界市場も見据えた上でいろいろな正規版サービスを迅速に構築する必要がある。そのための足場固めとしても、国際的動向もにらんだ海賊版対策の強化が必要としております。

あわせて「また」以降で、出版界におけるホワイトマークの運用についての取り組み、また業界横断の組織において著作権情報を管理するデータベースを設置することについての御指摘があったということも記載しております。

34ページ以降、Googleの検索結果からの削除・表示抑制の取り組みの現状と、それから著作権者からその取り組みがなかなか不透明、わかりづらいという御指摘があったという

ことについて書いておりました、今後の方向性ということで35ページ以降書いていますが、検索エンジンを利用して海賊版サイトを利用しているものが多いと思われる。利用者の間でもそういった期待をする声が多いということから、実効性のある解決が望まれるということ、少し方向性をまとめております。

38ページ目以降、広告出稿抑制ですが、広告業界団体の自主的な取り組みについていろいろ御紹介をしておりました、これを推進していく。CODAさんとの定期的な協議によるリストの更新、そういったところを推し進めていくということを書いております。あわせて、アドフraud対策も推進していく。

それから、44ページ目以降、「国際連携・国際執行の強化」ということで、CDN事業者に対する執行の可能性について、可能性があるという御指摘と、難しいかもしれないけれども差止請求は認められるかどうか明らかではないという指摘があったが、可能性があるので行うべきという御指摘もあったということをお紹介しております。

以下、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求についてのヒアリング結果も御紹介しながら、これについても試みるべきというお話を御紹介しております。

48ページ目は「国際捜査共助の可能性と留意点」ということで、今後もさらなる協力推進が期待されるということを書いております。

49ページ目以降は「リーチサイト対策」ということで、文化庁の文化審議会のほうで現在審議されている内容について簡単に御紹介をした上で、リーチサイト規制の留意点としては国内法に及びないリーチサイトを經由したサイトへのアクセスについては、依然として対策を講じる必要があるということを書いてございます。

53ページ目以降、「アクセス制限に係る措置」ということでフィルタリングです。

まずは青少年フィルタリングなんです、現状と課題ということで、現状を少し整理して御紹介しつつ、課題としてはEMA解散後のサイト・アプリのモニタリング体制の構築とAppleとの連携体制の構築ということを挙げております。今後は、それを強化していくということを書いております。

57ページ以降はアクセス警告方式、御提案いただいた内容に沿った形で記述をしておりました、留意点としては容易にオプトアウトが可能であるということが導入の条件とされている。多くのインターネットユーザーが、海賊版コンテンツを見るために訪れていると考えられている。

静止画ダウンロードを違法化したとしても、閲覧することは適法であるというところを挙げております。

今後、導入に向けた検討を進めていくこととして、検討すべき課題として58ページ目、59ページ目に挙げております。

60ページ目、「ブロッキングに係る法制度整備」ということで、これまでの対策についての評価をした上で、特に悪質なサイトについての強化すべき事柄ということで議論しておりましたので、これまでの対策の留意点というものを少し整理しておりました、61ペー

ジ目以降でこのアクセス制限、ブロッキングに関する措置の効果について御紹介があり、それに対する反論もあった。

ただ、カジュアルユーザーについては回避手段を講じてまで閲覧するとは考えられないのではないかという反論があったということをお紹介しております。

以下、法制度整備について検討を進めるべきという御意見と、これに対して通信の秘密、表現の自由、インターネット社会の自由度の価値を重んじる観点から、法制度整備を行うべきではないという意見を幅広く64ページまで御紹介しております。多様な意見があって合意を見ることはできなかったが、仮に法制度整備をする必要があるのであれば、いかなる制度が適切かについての議論を行い、それについては第3章で述べるとしております。

66ページ目、静止画のダウンロードの違法化ということで、文化庁から御発表いただいた内容をもとにこれまでの経緯、それから今後の方向性といいますか、今後についてということで整理をして書いております。

今後につきましては、複数の委員から検討の必要性について指摘があり、ただ、一定の効果がある可能性はあるものの、現状、被害実態の把握や違法化した場合の効果の検証が必ずしも十分に行われていないということで、留意点に留意しながら継続的に検討を行うことが適当としておりまして、ダウンロードによる被害実態の把握と国民生活への影響を整理すべき課題として挙げております。

済みません。時間も長くなりましたので、68ページ目以降は前回、前々回に法的論点ペーパーとしてお出ししたものの内容が箇条書きだったんですけども、記述式に変えておりまして、大きく内容が変わっているものではありませんので割愛をさせていただきます。

長くなりましたが、以上でございます。

○村井座長 どうもありがとうございました。

今10時45分で、残りが75分くらいですか。いろいろな委員の方の資料をいただいでいて、いつもはこれを全部順番に最初の自由討議のところで御説明いただいでいたんですけども、この中間取りまとめが出てまいりましたので、ブロッキングするかしないかという話になると楽々2時間、皆さんはバトルしていただけるので、それもいいですけども、この中間取りまとめの目次、3ページのところを見ていただいで、1章、2章、3章とありますので、この順番に沿ってきょうはいきます。

割り算をすると1章15分から20分とれないかで、全体の御意見もいろいろ意見書の中で出てまいりますが、その話もエンドレスな気がするので、これが最後です。その前がこの3章、ブロッキング、その前が1章、2章、これで順番にいて、意見書の中の内容はぜひその中でやっていただきたいというふうにお願いをいたします。

それから、プレートを立てていただいで、今立てていただくのは1章分の話です。そして、私が2章と言うと2章の内容を話してよいというルールでいきたいと思ひます。

それで、この間ベルを鳴らしているのを私は遠くから見ていたんで、これが好評だったか、不評だったかわからないんですけども、おおむね好評だったということをお聞いてい

ますからまたやっていただきますので、3分たったらぜひ次の方に譲っていただきたいと思います。

それでは、どうぞ自由な討議で、これはまとめで、この中間まとめというのはこの議論で起こってきたことがどういうまとまりをしたかということ事務局のほうでまとめていただいたことだと思いますので、私たち一人一人の意見がどう反映されているかということをチェックしていただきたいと思います。

それでは、1章からお願いします。

まず、立石さんをお願いします。

○立石委員 ありがとうございます。この間いただいた資料とページ数が違うので微妙にすり合わせをしながらですが、1章ですと今のものでいくと15ページですね。例1の「漫画村」に対する権利行使」のところで、2018年2月の訪問者延べ数は1億6000万人と書いてあるのですが、それに関してほかのところでも、これはSimilarWebの話で、後ろにもずっと出典として同じSimilarWebから出てきたものが数字として採用されているんですけども、この数字に対する検証が全くないままここに載せられるのはどうか。例として出しているのはいいにしても、この1億6000万という数字に関して私は非常に懐疑的です。

そもそも、そのサイトのCloudflareに対して何も返事をくれないという話の中で、ではどうやってこれを特定したんですかという話が非常にわかりません。サーバーを管理している者からすると、外径測定がどこまで正しいのかということに関して、これは多いのか、少ないのかは別として検証していただきたい。その上で数字を載せるか、あるいはそういうものかどうかということやっていただきたいと思います。

それと、それに関してもそうなんですけれども、例2の「Anitube」のところで、その次のところですね。Cloudflareに対して削除要請を行っても削除されない状態が続いたと「Anitube」については書いてあるんですけども、これは漫画村についてはどうなんですか。やったのか、やらなかったのか。やったのであればいつだったのか。それで、何を請求して何が出なかったのかということについても、Cloudflareに対する問題は今後CDNのことについて後ろでどんどん出てきますので、ぜひともそこについて言及していただきたいと思います。とりあえず、以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸です。

お手元の私の資料11でいいますと、6ページの2つ目のところに書いたこととさせていただきますけれども、中間とりまとめ案でいいますと15ページ、「冒頭をこのように」ということで、「運営管理者を特定した上で差止請求を行うことは、現実的には相当困難であるのが実情である。」ということで、今、立石委員から御指摘のとおり、3つの事例についてもっと深掘りしたら、もっと記載を詳しくしたらいいんじゃないかというお話がありましたけれども、それに重ねて勉強会等でさまざまなICTに詳しい弁護士の方からの指摘などもあ

ったと思いますので、そういったものをここにどんどん書き込んでいくといったほうが、今後海賊版サイトに対する対策として権利者の方が権利行使していただく、あるいはその実効性を高めていくという上で重要ではないかと思っておりますので、この点は勉強会等、あるいはさまざまなインプットというものを生かして膨らませて記載されたほうがいいかと思っております。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

長田委員、お願いします。

○長田委員 12ページの3サイトの影響が沈静化したかどうなったかというグラフなんですけれども、非常に狭い範囲で1年間のグラフが出てはいるんですが、もうちょっと前から、4～5年前からの全体の動きを見せていただかないと、本当にここだけではそれが検証できないのではないかと思っております、グラフの範囲をもうちょっと長くと思っております。

○村井座長 ありがとうございます。そのほか、何かこの1章にかかわるところで御意見ございますでしょうか。

後藤さん、お願いします。

○後藤委員 先ほどの15ページ、16ページの件ですが、SimilarWebに関しては私どもが業務提携していますMPAA、モーション・ピクチャー・アソシエーション・オブ・アメリカも採用している資料でございまして、それに基づいて数値を上げたところなんです。

でも、立石さんがおっしゃるように、それが事実なのかどうかというのは若干疑問点はあると思っております。

それと、ちなみに3の「Miomio」ですけれども、「Miomio」はCloudflareは使っていません。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、また全体の議論をする時間もありますので、とりあえず先へ進みたいと思っております。

次は2章の総合対策ということで、量が22ページ～67ページということで大変広がっておりますけれども、こちらのほうに関する御意見をどうぞ。

それでは、まず宍戸さんからお願いします。

○宍戸委員 宍戸でございます。2章はこういうふう書き直したほうがいいんじゃないかということは、中間取りまとめ案の修正方針ということで、私は資料11で6ページからだらだらといろいろなことを、各省協議みたいだというふうに事務局長に褒めていただきましたけれども、大体6ページから7ページまで書いておりますが、その言わんとする趣旨は具体的に私の資料でいいますと10ページをごらんいただきたいと思っております。「修正案」というところの右側をごらんいただきたいと思っておりますが、目次だてをはっきりさせるべきであるということでございます。

まず第1に、「著作権者の正当な利益と通信の秘密等インターネットの自由の調和的実現」をするという基本的な見方というものをしっかり打ち出した上で、その次に「ユーザ

一の視点に立ち、多様な主体が参画する海賊版サイトへの総合対策の基本的枠組み」として、まずは現在の事務局案でも最も重要な基盤であると指摘されている「著作権教育・意識啓発」をまず最初に掲げ、次にそれに著作物を供給される作者の方、それから出版社の方がそのユーザーにとって使いやすい著作物の提供ということで「正規版の流通促進」というものを掲げる。

そして、それをみんなで助けていくという意味で3でございますけれども、「協力体制の構築」というふうに事務局案ではありますが、「海賊版サイト対策の司令塔となる組織の設置」ということで、このように並べてはいかがかと思います。

そして、この組織の設置ということについては、この場合にはCODAさん、ICSAさん、あるいはJAIPAさん等がおられますけれども、それ以外にも出版広報センター、デジタルコミック協議会、あるいは検索事業者の方など、広範な方々を巻き込んだ組織というものの設置を強く求めたいと思います。

そして、3番目にまずは権利者の方々の権利行使、あるいはそもそもそのようなユーザーが海賊版サイトを利用するというところに問題があるということをはっきりさせる。そういった環境整備ということで「リーチサイト対策」「著作権を侵害する静止画のダウンロードの違法化」「国際連携・国際執行の強化」ということを掲げた上で4でございますが、「サイト運営者以外の主体への働きかけを通じた海賊版サイト対策」ということで、検索、広告出稿の抑制、「フィルタリング」「アクセス警告方式」「ブロッキング」というふうに整理するのが総合対策として筋道の通ったものではないかということでございます。

その他、個別にはそちらに書いておりますので省略をいたします。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、森さんお願いします。

○森委員 ありがとうございます。中間まとめ案からすると63ページからですね。これは、2章のいろんな対策が書いてある中で、60ページの「(3)ブロッキングに係る法制度整備」というところの議論で、賛成、反対の理由をいろいろ書いているわけですが、63ページ以降にその反対意見が書いてありますので、ここに追加していただくべく資料を持ってまいりましたので、これに基づいて御説明します。資料7をごらんください。

「NTT脅迫電報事件」という裁判がありましたので、既に御案内の方はたくさんいらっしゃると思いますが、これを御紹介します。

これは、大阪地裁、大阪高裁の判決で、原告はヤミ金から督促を迫られている多重債務者です。それで、ヤミ金は電報を使って督促をするわけなんですけれども、これはそんな上品な督促ではなくて脅迫なんです。怖いことを書いてくる。それで、多重債務者の人たちが、こんな恐ろしい電報をNTTが送ってくるのはけしからんということで、そういった電報を送らないようにすべきである。さらには、送ったことについて損害賠償をすべきであるというふうに請求したのがこの事件です。

地裁判決が、脅迫電報をNTTが差しとめるべきかどうかということについて以下のように

述べています。おめくりいただいてすぐのページで、右側で①～④までです。

公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である。差しとめが許されないような行為である。

②番、電気通信事業者の提供する役務の内容として予定されているのは、あくまでも物理的な通信伝達の媒体ないし手段として、発信者から発信された通信内容をそのまま受信者に伝達することである。

③番、ある電報が犯罪的な内容であるか否かを把握するためには、全電報を審査の対象としなければならない。結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、このことによる社会的な悪影響は極めて重大である。

④番、通信の内容が逐一吟味されるものとする、委縮効果をもたらし、自由な表現活動ないし情報の流通が阻害される。

こういった趣旨のことを言っております。おめくりください。

これは、そのブロッキングにも妥当する話だと思うんです。左側が電報事件の要約ですけども、右側がブロッキングについて当てはめればこんなことになるんじゃないかということなんです。

あるインターネットアクセスが違法サイトに対するものであるか否かを把握するためには、全アクセスを審査の対象としなければならない。結局、圧倒的に多数のその他のISP利用者の通信の秘密を侵害することになり、このことによる社会的な悪影響は極めて重大である。公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である。

右側は私が勝手に当てはめただけですけども、同じ議論が妥当するのではないかということなんです。おめくりください。

この事件で1つ御注意いただきたいのは、裁判の争点は電気通信事業者に違法な電報をとめる義務があるかということだったわけですから、裁判所としてはそんな義務はない。とめなくてもいいと言えよかったです。しかし、とめなくてもいいと言えよかったですけれども、その理由として、とめてはいけません。違法な脅迫電報をとめてはいけません。だから、とめる義務はないというふうに言いました。おめくりください。

法律をつくってブロッキングをすれば、適法にブロッキングを実施できます。しかし、法律をつくれればブロッキングは正しいことになるわけではないです。正しいことであるという確認ができてから、法律をつくるべきだと思います。本件における裁判所の価値判断をどう考えるかということは、本検討会でも考えていただくべきだと思います。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、野間さんお願いします。

○野間委員 26ページ、27ページの「協力体制の構築」ということで、27ページ目に瀬尾委員からの体制のイメージというのがありますが、こうやって権利関係者が集まって話すことは非常に有意義であると思います。

その一方で、CODAと広告関連3団体は、もともとCODAが各省庁の支援を受けて海賊版サイ

トに広告を出さないようにという出稿抑制のお願いをしていると、この会でも報告がありましたけれども、大分うまく回っていると聞いております。そういう点で見れば、中間まとめ案では官公庁の関与も図式化されていますが、それぞれ個別のテーマで民間主体に協議していくことも必要なのではないかと思います。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、友村さんお願いいたします。

○友村委員代理 丸橋の代理で出ております友村と申します。

第2章全般に関しまして、資料6で丸橋のコメントを代読させていただきます。委員の方には、机上配付として後ろのほうに配付している資料がございますが、こちらのほうを読ませていただきます。

先週、9月6日の4時から、自民党政務調査会情報通信戦略調査会のクラウドサービス小委員会がございまして、そちらの議題がインターネット上の海賊版対策についてというものでして、こちらに中村座長、村井座長とともにヒアリングを受けて丸橋がコメントをさせていただきました。

中村座長が、海賊版タスクフォースのこれまでの進行の概要を報告されました。

村井座長が、ブロッキングに関する権利者側委員とほかの委員との意見の乖離の現状について報告されました。

また、このままではブロッキングを含んだ取りまとめは困難との観測を述べられました。

丸橋からは、別紙のコメントを述べました。それが、お配りしている資料6でございます。

資料6については説明を割愛しますが、ヒアリング後の出席委員の先生からの主なコメントを口頭で紹介させていただきます。

なお、ブロッキングの法制度整備を推進すべきとの意見は聞かれませんでした。

先生からのコメントは、8点ございます。

1つ目、通信の自由、通信の秘密の確保は憲法上、重要である。ブロッキングは通信の事前抑制であり、極めて慎重な議論が必要であるとのコメント。

2つ目、ブロッキング法制化は党内を通らないのではないかとのコメント。

3つ目、ダウンロード違法化とアクセス警告方式は極めて現実的な対応であり、そこからやるべきではないかとのコメント。

4つ目が、正規版流通促進には力を入れるべき。正規版を見ることができないから、海賊版にいくという面もあるとのコメント。

5つ目、著作権を守るための啓発活動を、より効果的に進めるべきとのコメント。

次に、アクセス警告方式は警告されてもアクセスしようとする図々しい人もいないかとのコメント。

次に、少なくともCDN事業者に裁判を起こす、警告を発する、このようなアクションは緊急にやるべきとのコメント。

最後に、ブロッキングありきで進むというのはよい方向ではない。政府で一度やると決定してしまったからということはやめるべきとのコメント。

以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

川上さん、お願いします。

○川上委員 私のほうから、まず前提として皆さんに認識していただきたいんですけども、今回漫画村を初めとした非常に大きな被害がありました。それで、この緊急の対策会議が始まったといったところがまず出発点であるということは御認識いただきたいと思えます。

宍戸先生のほうから修正案がありましたけれども、これはおかしいと思っていて、もし海賊版対策が緊急でない形の会議であれば提案された構成もあるでしょう。

でも、今回は緊急の場合にどうしようかという議論から始まりました。ですからアクセス制限は、ブロッキングは、やはり最初の経緯から考えるとワンオブゼムではないんです。ブロッキングありきではないかもしれませんが、ブロッキングはワンオブゼムではありません。なぜかという、ブロッキングを主張している、例えば私にしても、ブロッキングは最後の手段だと言っているんです。ブロッキングでしか解決できない場合に、ブロッキングを行う選択肢を残すべきだという主張をしているわけです。そういう意味では、ワンオブゼムということとは根本的に異なるんです。

もしブロッキングをしなくても解決するというような道筋をここの会議で示していただければ、ブロッキングをワンオブゼムにすることも可能でしょう。でも、現在までのところ、そういうような議論はまだされていません。少なくともブロッキングが有効だということに関して、客観性のある納得のいく反論というのは、私は今のところないと思っております。

そして、ブロッキングをやらなくてもいいというような方策も現在見つかっていないということは、皆さん共通して認識されていると思います。そうだとすれば、やはり中間取りまとめのときに、ブロッキングを行う場合にはどういった障害があるのか、どのような整理が必要なのかという議論は当然大きなテーマになると思いますので、現行の中間取りまとめ案を支持いたします。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

前村さん、お願いいたします。

○前村委員 ありがとうございます。JPNICの前村でございます。

私からの意見は資料9というところに書いてありまして、第2章に関するところで申しますと、理由1と理由2というところが該当するのではないかと思います。

私ども、9月7日というタイミングでこの中間取りまとめ案のその時点のドラフトを拝見しながらレクチャーしていただいたところでありまして、事務局におかれて非常にそこから頑張ってください、内容が足されているというところがあります。その辺に関しま

しては、まだちょっと読めていないところがあるんですけども、全体としてという話で、まず9月7日版をもとにベースとしている意見としましては、まず1つとしてはブロッキングにかわってフィルタリングという警告方式という形の有効な手段、処方が提案されているんですけども、そのときの取りまとめの表現として、効果が矮小化されて限界があるというふうな書きぶりになっております。我々といましてはフィルタリングという手法のほうが、より無理がなく効果があるのではないかと考えているので、その辺は十分に勘案されるべきではないかと考えております。

もう一つ、理由の2のほうに示されているんですけども、私どもブロッキングの法制化よりも何よりも、ブロッキングを行うこと自体に対して非常に大きな懸念を継続的に示してまいりました。

その理由2の1つ目の「・」のところにもいろいろ書いたんですけども、違法な動きであるという可能性がある。対策の効果が多いか、少ないかの検討が必要だ。対策にかかる費用の負担がどれくらいあるかという検討が必要である。オーバーストッキングになる可能性があるということの懸念、ブロッキングが拡大適用される可能性がある。インターネットが棄損される等、たくさん懸念を示してきて、それがこれを検討する上でぜひとも必要で、それが報告書にないからには、まとめとして結論づけることは無理なのではないかと考えている次第であります。

そういったところが、今ぱっと見たところ、60ページから64ページまでで、かなり事務局のほうで頑張っていたてはいるんですけども、いまだに少し物足りない。そういったところの議論なしには、中間取りまとめという形の議論の経過の記録というのもできないのではないかと考えているところです。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

福井さん、お願いいたします。

○福井委員 ありがとうございます。今回も、非常に多くの有望な提案が中間まとめには織り込まれていると思います。2にありますそれらを有機的に実行に移すための総合対策の中心となる組織、これは非常に重要だと思っております賛成いたします。

特に、この組織には検索エンジンの関係者も加わるべきだと思います。2章の4、検索結果の表示抑制の改善という項目の35ページにあるとおり、ほぼ大半のユーザーはつまり検索エンジンから海賊版に行き着いています。直接行く人たちが50%、それ以外でも多くの人は何らかの形で検索エンジンの力を借りている。

しかし、現実に例えば漫画村はたびたびの要請にもかかわらず、グーグルの検索のトップにずっと君臨し続けていました。長期間にわたってです。その説明は既にグーグル側からなされているようですが、つまりアルゴリズムである。よって、変えることはできないというのが現在の説明というふうに理解しています。

そういう面について、36ページにもあるとおり、ソフトローでの各種措置を積極的に働きかけて進めていかなければいけないと思います。彼らは巨大ですし、アルゴリズムは変

えたがらないでしょうから、かなり組織的な話し合いが必要ではないかと思うわけです。

同じく2章6の国際的な連携や司法共助の強化、これも極めて重要だと思います。49ページに、国際的な捜査協力のさらなる進展を期待するという表現が出てきていますが、もうちょっと強くできないか。期待ではなくて、さらに進展しないと困るという指摘はこの委員会でもたびたび出ているので、もう少し強くできないかなと思うところでした。

最後です。2章の9、静止面のダウンロードの違法化です。私はここでそれに異論を述べるものではないのですけれども、リマインドしたいのは、かつて動画と音楽のダウンロードの違法化、刑罰化はまさにインターネット史上最大規模のネット炎上を招いたことです。よって、それも見越した検討が必要だと思います。かつ、現在の海賊版視聴はストーリーミング中心だという指摘もあります。ありがとうございました。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、林さんお願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。第2章については、2点申し上げたいと思います。

先ほど森先生の資料でNTTの脅迫電報事件の判決が挙げられまして、そこで判決の価値判断をどう考えるかということでありましたけれども、法律の実務上は、こうした判決の争点外についての射程距離にはおのずと限界があります。民法上の不法行為で慰謝料請求された、その請求を棄却するに当たってNTTに脅迫電報を差しとめる作為義務がないという位置づけでの下級審の判決を、憲法上の利益衡量論の比較対象が異なる本件のブロッキングについて射程距離があるというのは少し無理があるのではないかと思います。

むしろ森先生の御趣旨は、後ろのほうの19、20ページあたりの合憲性判定基準の当てはめの問題として整理されているのではないかと思います。

もう一点、第2章に関しては、宍戸先生から御提案いただいたアクティブ警告方式の実効性について確認したいのですが、57ページの冒頭によりますと、これはサイバー攻撃への対処の取り組みとして2013年から17年まで総務省で実証実験として行われていたACTIVEを参考として、海賊版対策において同様の取り組みを実施できないかという提案だったということです。このACTIVEというのは実証実験を何件ぐらいなさって、そして現在何件実施されているのか、総務省に教えていただければと思います。

先ほど、アクティブ警告方式の実効性についての書き方が限定的であるというお話がありました。58ページにありますようにアクティブ警告方式は、ACTIVEと同様に、容易にオプトアウトが可能であるということが導入条件である上、本件のサイトブロッキングの場合はマルウェアの防止と違って利用者のほうにメリットがある話です。ただで読めるものをわざわざお金を出してほかで買う人はいないという意味で、著作権にとっては回復不可能な深刻な損害が起こっているわけで、その点で利益状況が全く異なるのではないかと思います。

ですから、まずは総務省からこのACTIVEについての実証実験、2013年から17年まで、ということなんですけれども、どんな実証実験をやって、今、何件それが実施されているか

を教えてください。と思えます。

○村井座長 現在、すぐ答えていただくことはできますか。

○総務省中溝課長 総務省でございます。

突然の御指名でございますので、手元にある資料だけでお答えさせていただきますけれども、2013年から2017年、平成25年から平成29年度までの5カ年の実証実験として実施をいたしました。

実施に当たって、36社のISP事業者が参加して実施していたということでございます。

実証実験としての実施は29年度、昨年度までで終わっておりますので、現時点ではもう各社における自走といえますか、各社における実施の段階になっているということで、現在、何社が実施しているかということについてはすみません、今、手持ちのデータはございません。以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

○林委員 私がインターネットで調べたところでは、現在2社にとどまっているという結果しか出てきていないので、もしそれ以上あるというのであれば、総務省から教えていただければと思えます。

○村井座長 それは、現状でということですか。

○林委員 現状です。

○村井座長 これで3章に移るためには今、挙げている方にしたいのですが、友村さんは下げ損ない、森さんは挙げてある。ありがとうございます。では、今、挙げてある方で3章に移ります。

次は、立石さんどうぞ。

○立石委員 簡単に申し上げます。私の資料8をちょっと見ていただけたらと思えます。

めくっていただいて、3ページ目のところで、いろいろな総合対策の1つということで「フィルタリング・ソフトの普及促進」ということをお願いしたい。

これはどこを対象にするかということなんですけれども、カジュアルユーザーのブロックをするのは多分フィルタリングで十分であるということで、ブラウザにアドオンでアドブロックソフトを入れることができます。

アドブロックといってしまうと広告業界の方に、えっと言われるかもしれないですけども、そのメリットはそこの3つ目のところに書いてありますが、青少年の違法有害情報アクセス対策としても有効である。それから、フィッシング等のセキュリティー対策に関しても有効である。

それから、余り日本で問題になっていないんですけれども、プライバシー保護の観点からサードパーティーによるトラッキングに対しても非常に有効である。

それと、この問題の1つでもあるアドフラウドに対しても、そもそも表示させないということで、広告の変なほうにいかないということもありますから非常に有効ではないか。

簡単に、サードパーティーの件が次のページに書いてあります。

それで、その次に「アドブロックの普及状況」ということで、一番赤いところは25%以上なんですけれども、相当の数でどんどん広がってしまっていて、今は年1.4倍の割合でふえていますので、日本はこれを見ていただければ全然普及していませんから、この辺をやると、青少年保護のためも含めてやるということによっていただければ、これは通信業界としてはもろ手を挙げて賛成できることですので、一緒にやれる方策の一つで、まずすぐに始められる方策ではないかと思います。以上です。

○村井座長 それでは、宍戸さん。

○宍戸委員 宍戸でございます。たびたび済みません。2点申し上げます。

1点目、福井先生から御指摘のあった団体を司令塔となる組織をしっかりとつくって、それを検査結果に反映させるというお話の論点でございます。

私の用意させていただいた資料でございますと6ページ、修正方針の一番下でございますけれども、先生御指摘のとおり、検索エンジンというのは私の理解している限りでは中立的・機械的なアルゴリズムで検索結果の表示、あるいは順位づけというものをやっていると思いますけれども、これまでは海賊版サイトに対して、恐らく検索エンジンの側での対応というものを中立的に、機械的にやるということが若干難しかったのではないかと。

そこで、CODAさんなどからいろいろ情報提供をいただいて、いろいろいじるというふうなことをやってきたんだと思いますが、このたび出版界においてABJマークができるということでございますので、例えばでございますが、これは検索エンジンの方に言ったら怒られるのかもしれませんが、単にABJマークのついていないサイトの検索結果の順位を例えば下げていくというだけでなく、ABJマークがついている、ついていないということであればそれで機械的・中立的に判断ができるわけでございますから、例えば検索結果として上位に上げていくとか、そういったような取り組み、協議というものができないのではないかと。そうやって、みんながそれぞれ知恵を出し合って議論する。

そういう場として、強力な司令塔となる組織が必要ではないかということ、福井先生の意見に便乗する形で補足をさせていただきたいと思います。これが、1点目でございます。

それから、2点目は川上さん、それから林先生から御指摘のありました、アクセス警告方式の限界で、それは当然にあるということでございますが、私がお示ししましたお手元の資料の14ページをごらんください。

これは川上さんにもお越しいただきました9月2日だったと思いますが、情報法制研究所のシンポジウムにおいてお示ししたものでございますけれども、結局のところ、この海賊版サイトを利用する人というのはカジュアルユーザーと、それからハードな何が何でもただで見てやるという人とに分かれるのだろう。

そして、ブロッキングにおいても現在、検討されているのは、カジュアルユーザーのアクセスを遮断するということであるだろう。そうであるといえますと、このアクセス警告方式において、カジュアルユーザーにちょっと待ってというふうなことを言う。そして、

そのことについて社会的意識でありますとか、前提となる環境整備というものがしっかりとされる。あるいは、それは単にいきなり行くなというだけではなくて、しっかりとした団体がしっかりとした判断で、それは行くのをやめたらいいよと言っているということであれば、その全体としての取り組みの中でカジュアルユーザーのアクセスというものを結局妨げることができるのではないかと考えているということでございます。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、野間さんお願いします。

○野間委員 先ほど福井さんもおっしゃられた、静止面のダウンロードの違法化についてダウンロードではなく、ストリーミングになっている等のご指摘がありました。たしかに、そういったこともあるし、いろいろ検討しなければいけない部分はあるんでしょうけれども、（2009年に音楽・映像のダウンロードの違法化を認めた著作権法改正がなされた際）文化庁長官官房著作権課の報告書で、「利用者に混乱を生じさせないなどの観点にも配慮して検討の熟度に応じて判断していく」こと云々とあります。そろそろ検討の熟度は応じているんじゃないでしょうか。ぜひそのあたりの検討を早急に進めていただきたいと思いました。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

森さん、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。先ほど林先生から、ちょっと違うのではというお話がありました。御趣旨を理解できているかわからないのですが、裁判所は電気通信事業者が違法な通信かどうかをチェックしてとめるのはよくないことだと言っているわけですから、少なくとも似たような状況、ブロッキングと似たような状況にあることは明らかではないかと思えます。

私はもう1点、2章との関係でお話ししたいのは資料7の7ページ目です。ちょっとページ番号が隠れていて済みません。6ページ目の次、「裁判所の価値判断」の次で法益の比較とブロッキングの拡大ということについてお話をしたいと思います。

おめくりいただきまして、シンプルな図がありますけれども、児童ポルノの被害というのは非常に重大なものであったので、これまで民間団体でブロッキングをやっていた。通信の秘密の位置というのはこのような位置にあったんだ、最高位にあったんだ。それで、名誉棄損とかプライバシー侵害がそこに続いて、財産的利益は下だという整理をしていったわけですね。そういうイメージであったわけです。これは、我々がそういうイメージをしていたというふうに思っただけでも構いません。

その次のスライドは、児童ポルノのときに緊急避難で適法だという整理をしていたわけですが、これも我々が勝手にそう言っていたわけですが、そのときの安心ネットづくり促進協議会の整理、これも同じことを言っているんですね。児童ポルノは通信の秘密に匹敵する重要な法益侵害であるから、ブロッキングできるんだと言っていました。

おめくりいただいて、これを財産的利益、本質的には財産的利益である著作権と同じが

ジションであるということを法制度化によって確認すると、こうでなければブロッキングの法制度化というのはできない政策的な適否の問題として、よし悪しの問題としてできないだろうと思うわけですが、こういう判断をここで示しますと、ほかのこの真ん中にあるものですね。これが、全部ブロッキングで救済してくれという話になるんだろうと思います。

その次のスライドですが、これは本検討会の勉強会、4回目と5回目の間だったでしょうか。そこで提出されました先生方の意見書の抜粋ですが、「万が一にも」ということで、もともとブロッキングには反対なんです。法制化には反対なんです。万が一、ブロッキングが法制化されるのであれば、名誉棄損やプライバシー侵害などの権利侵害の救済についてもブロッキングが認められることを期待します。

おめぐりいただいて、これは先ほど宍戸先生から言及のありましたシンポジウム、9月2日だったと思いますけれども、消費者団体からの御意見がありました。これは、趣旨としてこういったことだということで御確認をいただいていますけれども、ブロッキングまで含めた対策が検討されている著作権侵害がうらやましい。詐欺サイト、彼らのメインテーマはインターネットでの消費者被害の救済ですから、詐欺サイトによる被害、そういったことを問題にしているわけですが、これは決して著作権侵害に劣るようなものではありませんということで、うらやましいという話になっているわけですね。

ECネットワークの沢田理事、御本人はブロッキングには反対ですが、こういう御意見を出されています。

そういうことで、その次のスライドですが、ブロッキングの法制化をすると通信の秘密の位置づけが下がる。それによって、他のさまざまな分野の違法情報の救済もブロッキングでやりなさいということになります。

結局、さまざまな対象リストとの照合が行われて、網羅的なインターネットアクセスの監視が行われるようになるというふうに懸念しています。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

石川さん、お願いいたします。

○石川委員 中間取りまとめ、ありがとうございます。私は著作権教育、それから意識啓発についてお話させていただきたいと思います。

私は日々、アニメの製作にかかわっておりますが、アニメの製作にかかわっている人でも、著作権ですとか知財に対して非常に甘いなと思っています。もちろん、動画協会の中でも著作権委員会においてセミナーなども開催しておりますし、CODAさんでも大々的なキャンペーンを張ったりしていただいているんですが、ここはやはりもっと早い段階で初等中から中等教育の中で教育を促進させていただきたいと思います。やはり海賊版サイトのカジュアルユーザーの減少のためにも著作権教育、ここにありますように意識啓発は全ての対策の基盤となると考えております。ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ここまでブロッキングの必要性についてということで御議論いただいております。

まして、いろいろ伺っているのですが、平行線がどこまでいくのかなということ非常に危惧しております、やはり海賊版を何とかしようというところで一体となって協力してどうしていこうかということを実際にスピーディーに検討していかなくてはならないのではないかと考えているところです。ありがとうございます。

○村井座長 ありがとうございます。

では、どうぞ瀬尾さんお願いします。

○瀬尾委員 2章の終わりのときに発言させていただきましてありがとうございます。2章について、今回まったく意見が一致しないということですがけれども、私は今回のこの中間まとめを見まして大変よく一致したなと思っています。

なぜならば、最初の1章の損害についての数字のいろいろなものはあります。だけど、2章のこの手段について全員一致しているんじゃないですか。これを否定した意見を、私は一つも聞いていません。つまり、これだけあるうちで対策はほとんど一致しているわけだから、非常に有効な結論が出たと思っています。

ただし、サイトブロッキングに関しては、残念ながらこれは平行線で結論はないというのが実態だと思います。

このサイトブロッキングに関しては、正直、結論が出せなかった。つまり、これは両論併記するしかないと思うし、きちんと両論併記をして、今後この結論をどうするのかということについてはお考えいただくということだと思いますが、私はここでいろいろな知恵が出たし、よかったと思っています。

1つ、これは皆さんもおっしゃっているし、私も言い出しっぺですがけれども、協力体制を構築するということについてはほかと並列に書くべきではないのではないかと考えています。つまり、インフラのようなもの、前提とは言いませんけれども、ほかと並行してできることだと思っています。そして、これをやることによってほかが初めて有効になる。これがなければ、ほかの方策は非常に効果が薄くなるものだと感じています。

ですので、この協力体制をつくるということについては信頼関係云々もありますけれども、まずはもし海賊版を撲滅すべきというお考えがあるのであれば、全てのステークホルダーがそろうべきだと思います。そして、それは強くここから発信すべきだと思います。

いろいろな懸念事項もあるかもしれないけれども、まずはテーブルについていただく。これは絶対に不可欠ですし、もうちょっと大きな扱いにしていきたい。教育の次に、同列に入る以上のものだと私は思っています。

そして、ここのデータベースについても、より信頼性を高めていかないと、これについては誰も従わなくなるので意味がないと思います。

もう一つ、実はダウンロードの違法化についてなんですけれども、4月あたりからちょっとこれも私が言い出しちゃって、言い出しておいて何なんです、これは憲法にはかわりませんが、極めて国民に対して影響の大きい改正です。

先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、私ももちろん参加していましたが、映像の

ときにこれは審議会で大変な議論になって、その場では見送られ、特に刑事罰課題ですが、見送られていくぐらい難しいものだった。最終的に議員修正でこれは立法化されましたけれども、例えば違法サイトのスクリーンショットを落としたことが完全に違法とされる。情を知ってとかありますけれども、そういった意味では直接的には非常に大きなものですので、これはこれできちんと議論をして、これが前提になるとか、サブ的な位置になるとかではなくて、これは大変大きな問題として思っただければいいかなと思います。

総じて、今回の結論には悲観的にはならないことが重要なことと考えております。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、今度は3章の議論に移りたいと思います。それでは、森さんからお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。私の資料7ですが、ページ数がまた消えてしまっていて本当に申しわけありません。

19ページですが。

○村井座長 ごめんなさい、森さん。これは中間取りまとめで、3章はまだ調整中ですので、できるだけこちらに、抽象論ではなくできるだけここにバインドしながら議論しましょう。よろしくお願いします。

○森委員 わかりました。

では、中間取りまとめの86ページをごらんください。12番「まとめ（P）」というところで4行目です。「アクセス制限（ブロッキング）請求権を実体法上の権利と位置づけ、訴訟手続による司法型ブロッキングを採用するのであれば、憲法上の問題が生じる可能性は低いと考えられる。」というふうに書かれていますので、これが間違いであるということをお願いします。

私の資料7の19ページをごらんください。これは「合憲性判定基準のあてはめ」ということになっていますけれども、その下に4つ書いていますが、合憲性判定基準は以下のもの、宍戸先生に教えていただいたものですが、「ブロッキングが合憲といえるのは、具体的・実質的な立法事実裏付けられ、重要な公共的利益の達成を目的として、目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有し、他に実効的な手段が存在しないか著しく困難な場合に限られる。」ということですね。

難しいんですけれども、2つ申し上げたいと思います。

「他に実効的な手段が存在しないか、著しく困難」と言えるかということですが、2つ目ですが、ここに言う「手段」というのは法制度に限らないです。

3つ目ですが、まさに本検討会議で俎上に上がっているような多数の新しい「手段」というものが検討されていて、それらの効果については評価が分かれていますけれども、効果を全く否定する意見というのは出ていないんですね。

少なくとも、他の手段の効果を検証しているとは言えない現状ではこのように、つまり

「他に実効的な手段が存在しないか著しく困難」な場合とは言えませんので、違憲の疑いが強いということです。

先ほど川上さんから、ほかの手段が奏効しないかもしれないのであればブロッキングを入れてくれという話がありましたけれども、合憲性判定基準との関係ではそこは逆にあって、ほかの手段が実効的でないと言えなければ、ブロッキングを入れることは違憲になるということであるかと思えます。

おめぐりください。同じ合憲性判定基準をもう一回、点線の中に入れていますが、ブロッキングが合憲といえるのは、具体的・実質的な立法事実裏付けられているということが必要です。この「具体的・実質的な立法事実」というのは、当然のことながら海賊版サイトによって生じた被害が甚大であるということであったり、先進国の多くで導入されているということかと思えますけれども、既に御案内のとおり、この点についてはっきりしないわけですね、ちょっとよくわからない情報しか出ていないということです。控え目に言っても、はっきりしないような情報しか出ていないということです。

このように、その立法事実が具体的・実質的とは言えなくて、それに裏づけられていないということである以上、この立法事実が法制度の外側にある、ブロッキングの法制度の工夫の外側にあるものですから、違憲の疑いを回避することはできないということです。

したがって、ここからが重要ですが、違憲の疑いが払拭できるまで、具体的な法制度の検討に進むべきではない。これは、当然だろうと思えます。

したがって、その具体的な法制度について記述した中間取りまとめの記述ですね。第3章のタテ3以降ということになるかと思えます。75ページですね。「3. ブロッキングを実現するための手法について」ということで、ここから具体的な法制度の検討がなされていますけれども、この記述については違憲の疑いが拭えるまで俎上に載せるべきではないので削除することを提案します。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

立石さん、お願いします。

○立石委員 3章の冒頭の諸外国の制度で、きょうのアメリカの分とかほかのことも入ると思いますが、内容調整中ということなので、ぜひいろいろなことが盛り込まれることをお願いしたいと思えます。

それで、まずは76ページの下の方の「ブロッキングを求める権利の法的性質について」で、A案は著作権侵害と位置づける。プロバイダを著作権ということで、費用の面からブロッキングできないものは全部とめちゃうということがもし起きたときにどうしますか。費用的にさっきフランスかどこかの制度でありましたけれども、そういうことは非常にお金がかかる話なのでどうするかという話が1点あるかなと思えます。

それから、次が82ページ、7の直前の上です。「技術が日々進歩していくことを考慮すると、ブロッキングの方法は特定せず、通信事業者側に選択の余地を与えることが適当である」というのは、ここだけ私が読むと、何か新しいものができたら次は新しい技術でと

めることができるというふうに読めるんですけども、何度もお話ししているように、そもそもそういうことができないような技術を今、開発しているので、これだと何か技術的に余地を残しているというふうに読めるかなと思います。

それから、費用負担、84ページ、B案、アクセスプロバイダが負担というところで、アクセスプロバイダが負担するということは実質国民が負担、ユーザーが負担するということなので、そこは明記していただきたいと思います。

とりあえず、以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

前村さん、どうぞ。

○前村委員 ありがとうございます。3章の話をする前に、先ほどの瀬尾さんの御発言には同意するところも多くて、私どもは民間のいろいろな事業所の皆さんが協力して、それで何か問題があるときに知恵を出し合っただうにかしていくというのは非常に好ましい形だと思っています。そういうわけで、総合パッケージの中の民間を中心とした体制を確立するというのは非常に重要なところだろうと思っています。

そして、最後の部分でブロッキングに関しては平行線だということも、強くそのとおりだなというふうに思うところです。

それで第3章なんですが、実はこの中間取りまとめ案を先日レクいただいたときに目次を拝見していて、やはりキーなんですよね。というのは、第1章、第2章で総合対策が検討されているのに、第3章ではアクセス制限にかかわる措置を行うための法整備のみが非常に紙幅を割いて書かれている。それは、このTFの議論がそもそもそういうふうな時間配分で進んでいたということをいみじくも示しておりますが、これを全体的に読んでみますと、第1章、第2章の議論があくまで第3章の前段であり、第3章がメインであるかのようにしか読めないんです。しかしこの会議の目的は果たしてそういうことだったんでしょうか。

私は、第1回の前にレクをいただいたときにも大体同じような感じで伺っていて、そういうものなのかなと思いつながらこのTFにかかわったわけなんですけれども、中間取りまとめを見て、やはりこれはいびつだなと思う気持ちをもっと確かにしてしまいました。その違和感は、まず皆さんと共有したいと思います。

そういったことで、全体的に先ほど第2章のところでも書きましたけれども、我々ブロッキングなどの対策に非常に懸念を示している人間の意見がどうもちゃんと勘案されている気がしないというところがやはり拭えません。

ひとまず、以上です。ありがとうございます。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、宍戸さんお願いします。

○宍戸委員 私の提出した資料11でいうと、8ページ以降になります。本中間取りまとめ案とあわせてお読みいただきたいと思います。

まず、第1に「はじめに」あるいは「第2章」の総論部分において、通信の秘密への明確なコミットメントを記載していただきたいと思います。すなわち、一般に海賊版対策ということについて、本来的には通信の秘密と著作権者の正当な利益が対立する直面ではございません。殊更にブロッキングという手段を選ぶからこそ、その手段を実施するかという局面においてのみ、通信の秘密と著作権者の正当な利益が対立するからであります。

それで、この報告書においては、例えば第3章2の注51において、その通信の秘密について著作権ブロッキングという限定された問題のために、通信の秘密一般について不用意な記載がございますけれども、これは政府の報告書として不適切であり、削除することを求めます。

もちろん、そういう議論があったということもわかりますし、それについて徹底した議論をする。日本の通信法制のあり方について議論するというのは私は大賛成で、きちんとやりたいと思います。しかし、これはそれこそ時間がかかる作業でございます。

したがって、私は政府としてこういうような記載を書くことはこの局面で望ましくないのではないかと考えておりますが、仮にあえてかかる意見の存在を記載するのであれば、通信の秘密の保障の意義等について検討会議でのさまざまな説明、私自身を含む意見を丁寧に記載いただいた上で、参考資料の3はGDPRとの関係で、EUが十分性認定を日本に出すときの決議案の内容でございますけれども、日本においてはEUのようなしっかりとしたプライバシーを保護する憲法上の規定等が弱い反面、しっかり通信の秘密が保障されているのでそれが補っているといった全体的な理解というもので、日本に対して十分性認定を出す。基本的には、そういう流れになっているわけでございます。

したがって、何度も申しますが、私は通信の秘密の解釈というものが変わっていくということ自体はあり得ると思いますし、私のアクセス警告方式の提案もまさにそのようなものであるわけですが、各国憲法規定・通信法制の十分な検討なく、通信の秘密の確立した解釈を動かすことは許されないことを明確にいただきたいと思います。

また、そのような通信利用・通信事業の根幹に係る通信の秘密について本格的検討を行うというのであれば、きょう上野先生はおいでになりませんが、デジタル時代の著作権のあり方、その出版界における実務についても根本的な精査と見直しを求めたいと思います。

それから2点目、法制上の課題は第3章の10でございますけれども、通信事業者にブロッキングのための義務を負わせる論理、根拠の議論が十分なされていないことを明記していただきたいと思います。この点の整理が全くなされていない現状では、森先生が繰り返し指摘されているように、他の法益侵害サイトに広がり得るし、また、ISP以外の情報流通の媒介者にもこの論理が広がり得るのだ。だからこそ、丁寧な議論が必要だということを明記いただきたいと思います。

それから、私の資料でいきますと9ページになりますけれども、私が言いたいことは大分、森先生に言われてしまったような気もいたしますので簡潔に申し上げますが、ブロッ

キング法制化は立法事実の検証は比較衡量なしでは具体的な範囲や手続も明確にないという時点で、一般的にブロッキング法制化が憲法上、問題ないかのような印象を与えないように記載を見直していただきたいと思います。

この点、私も法制度整備の論点の前回資料について、基本的に大枠としてこれは問題ないと申し上げたところ、宍戸はブロッキング賛成派であるというような紹介をされることもあるようだと言いますので、この点ははっきりこの場で申し上げたいと思います。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

長田さん、お願いします。

○長田委員 先ほど森委員が指摘された86ページの最後のまとめのところの表現は、あたかもここにいたみんながこう思っているというようにしか読めない。

もう何度も申し上げていますが、私どもはブロッキングの手法には反対をしております。そういう者たちもいるこの会の結論として、先ほど森委員から御提案がありましたけれども、3章のタテ3以降の削除というのは、私もそれが適切ではないかと思っています。

今までの御発言の中にもいっぱいありますけれども、総合的なパッケージでの対策というものにみんなが合意をしているということもありますので、まずそれをやるということきちんと今回の中間まとめでは、より押し出して、その体制のためにまた新たな支える体制をつくっていくということもきちんと明記をするというところで、中間まとめはとどめるべきだというふうに考えています。

○村井座長 ありがとうございます。

後藤さん、お願いします。

○後藤委員 私がいつも申し上げていますが、明らかな違法行為を行う海賊版サイトに対して、権利行使したにもかかわらず運営が継続されるサイトに限定してブロックが行われるものだという事を申しています。限定されるものだ。

その資料の補足としましてきょう御用意しましたが、例のCloudflareですね。現実論、実体論としてこのような形で削除要請をしても、実際のところHosting ProviderやAbuse Contactの連絡先、いわゆるメールアドレスを教えてくるという対応です。これに基づき、相手方ホスティングサービスに削除要請しても全く無視されてしまう状況です。

それと、本日お話が出ました米国のドメイン差し押さえですが、これについてもCODAは既に対応しています。いわゆる「.com」とか、そういった侵害サイトに対してドメイン差し押さえをしましたけれども、結局のところ、ここに書いていますが、いわゆる米国の知財保護が目的ということがございまして、オール日本コンテンツの侵害であれば民事をなささいということでもあります。

それと、刑事共助条約の件も書いてありますが、これも数年前に警察庁に御相談した際、非常に書類手続が大変であるというのが1点。それと、返ってくる成果ですね。それが知

財の場合はほとんど期待できないということを言われていまして、非常に難しい問題だというように思っています。

それともう一点ですが、このページでいうところの86ページですが、上から1つ目のところに著作権に規定されている例が多いということで、著作権法で実施することを検討することが適当であると考えられるということでもあります。

その2つ目のなお書きでありますけれども、これについては第4回の際に山本先生からも御指摘がありましたし、前回、私のほうから指摘した点でございまして、ぜひともこれについては総務省さんの電気通信事業法、またはプロバイダ責任制限法において御検討いただきたいと思えます。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

瀬尾さん、お願いいたします。

○瀬尾委員 これまでの議論でも、やはり平行線だなと私は思います。

ただ、正しいということを単一的に考えるのではなくて、例えば皆さんがおっしゃっている正しいは違う考えが幾つもあるということをきちんと認めないと、自分の正しいを押しつけてしまうようなことになってはいけないと思えます。

ですから、ここで平行と先ほど申し上げたのは、サイトブロッキングをやったほうがいいというのも一つの正しさであり、しないほうがいいというのも一つの正しさである。

ただ、結論が出ないんだから、それは客観的にきちんとこの中で両方を書くべきだと思います。

そして、先ほど量の話が出ましたが、私は先ほどの量、違和感があるという御意見もございましたけれども、実際にこの会議でなされた議論の大半はサイトブロッキングに費やされている。それなのに、ほかと少なかったらこれは奇異ですし、逆にやってほしいという方の主張を封殺していることになる。

これはきちんと量、質ともにあった議論を書きいただきたい。それは両方プラスマイナスなく、ちゃんと書くべきだと思います。それは私が見たところ、幾つかの内容的な面はいろいろ先ほど申し上げましたけれども、量についての違和感はなく、実際にこのような議論が行われたと思っているし、量もこれを反映していると思っています。

ですから、これを一つの正しいによって大幅な削除をしたり、それこそ恣意的な結論を持っているのではなくて、ありのまま一致しなかったところは出すべきでしょう。私は、そう思います。ですから、それについてはバイアスのかかっていない、どちらの正しさにも基づかない客観的な事実をきちんと両論併記の場合は書いていただきたい。

私は、これについてそういう状況であればよろしいかなというふうに思います。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

林さん、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。時間の制限があると思うので、まず各論からいきたい

と思います。

76ページの「ブロッキングを求める権利の法的性質について」ですが、宍戸先生からその辺の議論がまだ足りないのではないかという御指摘があったとは思いますが、一応こういう選択肢としては整理されており、立石さんからA案についての反対論が出されましたが、私もB案のほうがよいと思います。

そのB案の根拠としては、先ほどフランス法の御紹介もありましたけれども、2001年のEU情報社会指令の前文の第59条の考え方が当てはまるのではないかと思います。すなわち、「デジタル環境において、特に仲介者のサービスが違法な活動のために、第三者によって利用されることが増加し得る多くの場合、このような仲介者はこのような違法な活動を終わらせるのに最善の位置にある。したがって、可能なその他あらゆる制裁及び救済手段を妨げることなく、権利者はネットワークにおいて保護される作品、またはその他目的となるものを、第三者が侵害することを伝える仲介者に対して差し止めを適用する実現性を有する。この実現性は、仲介者によって実現された行為が第5条のもとで除外される場合であっても可能である。このような差し止めに関する条件及び方式は、加盟国の国内法に委ねる。」ということで、フランス法で実現されているというところでもあります。

次に、82ページの「利害関係者の意見を反映させるための仕組みについて」ですが、この2ポツのところで、通知だけでなく判決の不服の申し立てや違法状態が解除されたことに基づく変更申し立てをユーザーや消費者団体、または海賊版サイトの運営者に与える。ここも、大事なポイントであると思います。

それから、8番のところには任意的訴訟担当との関係で書かれているだけなんですけど、今回の案の中でISP事業者の方が判決に基づいてブロッキングしたときの免責を法律上、明文規定を設ける必要があるのか、ないのかということも盛り込んでいただければと思います。

先ほどご紹介のあった米国の法案では、法文上、明文の免責規定を設けるという法案だったようです。もちろん解釈としては判決に基づけば法令行為であるから免責されるのは当然だという理論があると思うんですが、やはりその御心配がISP事業者の方にあると思いますので、免責を規定したほうが私としてはいいのではないかと思います。

また、9番の「費用負担について」は、立石さんからやはりB案は反対という御意見がありました。私もA案の権利者が負担というのが基本であると思います。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、福井さんお願いいたします。

○福井委員 少し利益衡量のお話をします。問題になっている著作権、これはその保護が過剰であると我々の住む社会をとて窮屈な場所にしてしまうものです。なぜならば、新たな表現、あるいは研究開発すら縛ってしまうからです。

しかし、他方において、その著作物を生活の糧にしている人々がこの社会にはいます。豊かな文化の創出を支えている人々です。その生活は、必ずしも楽なものではありません。

今年、その人々の生活の糧は、異常と言えるほどの海賊版の猛威の前で大きく脅かされました。我々の社会はどんどん変化を続けていて、それはとても複雑な形を持っています。そこにおいては、ある人々の自由や権利が、他の人々のそれへの深刻な脅威になり得ます。

よって、人々の本当の幸福のためには、我々はさまざまな自由や利益の最適のバランスというものを常に考えなければいけないんじゃないかと思うのです。我々はまだそのバランスラインについて、少なくともブロッキングという課題においては、残念ながら一致をすることができていませんが、ここで行われた議論自体はこれからの社会にとって絶対に必要なものだと思います。

よって、この議論の経過は社会の共有の資産です。それは、あるがままに報告書に残すべきだと思います。私も、削除には賛成できません。

○村井座長 ありがとうございます。

では、これから先はどの部分でも、全体でも結構ですのでお願いします。

前村さん、森さん、川上さん、宍戸さん、立石さん、そこまでですね。

それでは、前村さんから。

○前村委員 クイックに申し上げます。

瀬尾さんや福井さんがおっしゃったように、この中に書かれていることの中で実際に話し合ったことが削除されるのはやはりよくない。当たり前です。やったことをやっていないかのようにするというのは、よくないと思います。

それと同様に、ブロッキングに大きな懸念があった表明が軽んじられるということも同様によくないというふうに思います。

ここで話し合ったことが分量よろしく書いてあるのであればいいじゃないかということをおっしゃいますが、そもそもこのタスクフォースで話し合われる予定で話し合われたことが正しい配分でされたかというところが私の問題であって、それに関しては非常に悩ましいなと思うところです。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

森さん、お願いします。

○森委員 私は、宍戸先生の次にお話しします。

○村井座長 では、川上さんお願いします。

○川上委員 お願いしたいのは、そのブロッキングがなぜだめなのかということについて、明快な理由というのがどなたからもお聞きできていないと思います。断片的なお聞きできているんですね。

例えば、憲法上の問題にしましても、例えば森先生は通信の秘密ということをおっしゃっておられる。宍戸先生からは、いや、これは通信の秘密ではなくて、日本では明確に規定されていないプライバシー権を通信の秘密によって守っているんだという解釈が示されました。

そしてまた、インターネット業界の方は、これはインターネットの自由なんだという方

もいらっしゃるんですね。インターネットの自由は、余り日本の法律とか関係ないんじゃないかと思いましたが、それも通信の秘密に含まれるんだという意見を持たれる方もいらっしゃるようです。

それで、今回はまず海賊版なんですね。これは、違法行為なんです。この違法行為を、しかも外国でほかに手段がない。それでもブロッキングをしちゃいけない理由というものは、それが通信の秘密なのか、それがインターネットの自由なのか、それはプライバシー権なのかということ、やはり私はそこまで突き詰めた上で反対していただきたいと思います。

ヴォルテールは、「あなたの意見には反対だが」という有名なセリフがございますよね。これは今回の場合に当てはめると、私は海賊版には反対だが、海賊版がブロッキングされない権利は全力で守るというセリフになるわけです。

これは、本当に正しいのかということですよ。皆さんは、格好いい言葉をおっしゃるんです。通信の秘密だとか、プライバシー権の侵害だとか、インターネットの自由だとか、すごく高尚なものを守るというふうに主張されています。

でも、実際に守ろうとされているのは海賊版サイト、ほかに防ぐ方法がない海賊版サイトをブロッキングされない自由を守ろうとされているんです。そういうところをはっきりさせていただいて、それが本当に守る価値があるものなのかということとちゃんと比較した上で議論をさせていただきたいと思います。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

立石さん、どうぞ。

○立石委員 ありがとうございます。私の資料8の11ページを見てください。

この前までに、このプロバイダ責任制限法のガイドラインの削除請求の件が書いてあるんですけども、こういう枠組みで今、動いています。それで、その他ですね。日本映像ソフトさんとか、ユニオン・デファブリアン、JASRACとか含めてやっているんですけども、ここでいきなり著作権侵害に対してブロッキングを法制化すると、この枠組みも全部崩壊します。それを破壊するものだという意識です。

その上で6ページ目、私やはり一番は信頼関係だと思っていて、そもそも信頼関係は4月13日の前後から完全にもうない。出版社関係の活動と著作権者の参加をぜひお願いしたいと思うんですけども、そもそも信頼性確認団体が今そういった枠組みの中でまず全然動いていない。

余計な話かもしれませんが、やはり一番の問題は著作権者そのものの漫画家さんの参加がない。赤松さん等も指摘されていますし、いろいろなところで出ていますけれども、漫画家さんが全く出ていない。

そもそも問題は、ここに漫画家さんが恐らくいろいろな形で出てこられないんだろうと思います。表現の自由と、それから出版社との関係の板挟みで出てこられないんですけども、その出てこられないこと自体が多分問題で、出てこられる場を整備することをまず

前提条件だと思います。

7ページのところに、これは本当に最近まで知らなかったんですけども、竹宮恵子さんが「マンガはオープンソースである」とおっしゃっているんですね。オープンソースでやれば、インターネットもそもそもオープンソースで動いているわけですから、これは非常に信用性が高くて、我々としてもいろいろなことがお手伝いできるのではないかと思います。

アーキテクチャーも考えなければとその下に書いてあるんですけども、DRMとか、Finger Printとか、それから思い出していただければわかりますが、PCは全部パッケージソフトだったのが、今やマイクロソフト、アドビにしても、アクティベーションでかつ毎月のユーザー幾らという課金モデルに変わっています。これは、アーキテクチャーが変更しているんですよ。そういうことを、漫画協会は全くやらない状況で本当にいいんですかという話です。

その上で、ブロッキングをそもそも棚上げにしないと、何かプロバイダは漫画業界のトラフィックを運んで稼いでいるみたいな誤解から始まっているいろいろなことがあって、先ほどもありましたけれども、違法行為等の可能性の高い行為をそのまま要請されて、ブロッキングの通信事業者の内情は全然無視、漫画業界、出版業界の話はいっぱい出てくるんですけども、こちらの話はほぼ何もない。

森先生から再三の確認についてもそのまま棚上げだという状況で、ブロッキングをやれといっても、それはどう考えても協力はできないということで、ぜひとも漫画家さんが入れるような状況ですね。

これは、現状を見ていると漫画文化を守るんだという口実で出版業界の利益を守るんだということしか見えないです。我々からは、そうしか見えないです。先ほど言いましたが、ほかのプロバイダ責任制限法の枠組みで動いている中のことも全く考えないで、自分たちのことだけ主張しているようにしか見えないというところで、ぜひとも漫画家さんがここに出てきて話ができる体制をまずつくることから始めなければ、ブロッキングの法制化はどう考えてもできないと思います。以上です。

○村井座長 宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 お手元の資料で申しますと、3ページ以下の話をさせていただきたいと思いますが、その際に2点、今までの御議論との関係で申し上げたいと思います。

第1点は、今、川上さんから御質問のあった点ですけども、私自身は通信の秘密の規定が表現の自由ないしインターネットの自由と、プライバシーと、それから安全・安心な通信制度の3つを保護する趣旨を持っている複合的なものだと考えております。

その際にということですが、ブロッキングの問題は私が再三申し上げていることですが、海賊版サイト運営者の利益を守っているというのではなくて、一般のインターネットユーザーがインターネットを安全・安心に利用する。そのために、自分の行き先を通信を利用するというこのために必要な限度を超えて窃用されたりしないということがインターネ

ットの大量監視を阻む。それが通信の秘密のここでの問題であり、それと著作者の正当な利益の間のバランスをどうとるかということで、私も腐心しているということでございます。

一般の人々の通信利用が守られる結果として、これは法的に反射的利益というふうに申しますけれども、反射的利益として海賊版サイトの運営者が守られてしまう結果になるのではないかと。このことは、事実でございます。

しかし、反射的利益がけしからんからということで、本来法的に守られる、法的に保護されるべき一般国民の通信の自由、あるいは通信の秘密を制限することには慎重でなければいけないということで、違憲審査基準であるとか、一定の法的な枠組みを私は述べているのだということに御理解をいただきたいと思っております。

それから、お手元の資料の3ページで述べていることは、私の意見は全て前村さんと同意見であります。本来、この場で議論されるべきことに十分な時間が費やされていなかったのではないかと感じております。

また、ブロッキングについていろいろ議論したということでございますけれども、3ページの下でございますが、アメリカにおけるブロッキング立法の挫折の紹介検討を経ていない。

それから、この関連で申し上げますが、お手元の参考資料、事務局がお出しいただいたものでいいますと、例えばこれはドイツというところでドイツの連邦憲法裁判所としてBGHと書いてありますが、これはドイツの連邦通常裁判所の間違いであります。

例えば、こういったような事実誤認でありますとか、あるいはEUの司法裁判所の判断とか、いろいろもっと調べるべきことが本来あったのではないかとということでございます。

これの関係で、さらにこれは書いていないことですが、林先生が御指摘の点で申し上げますと、先ほどの事務局案の中でEUの情報社会指令をひいて、プロバイダが権利侵害を止める最善の立場にあるからその人に義務を負わせるのだと、まさにEUはそういう考え方をとっているわけです。

それを、我が国の法においてとっていいかどうか。例えば、そういう考え方をとるのであれば、他の法益侵害についても同じような立場にISPはあるのではないかとといったような問題、あるいは我が国法制において自分が権利侵害をしていないのに、他の権利侵害をしている人の責任を最終的にとらされることがいいかどうかということについて、我が法、民法とか、全体的な検討をやはり一回ちゃんとしなければいけないだろう。それも十分ではないのではないかと申し上げているわけでありまして。

それから、4ページなどでも基本的に述べておりますことは、先ほど立石さんがおっしゃったことでございますので省略をいたします。

5ページでございますけれども、ブロッキング法は生まれた。でも、海賊版サイトは生き残った。ネットと文化活動は死んだということにならないように、慎重な検討をお願いする次第であります。

この報告書が出るのは別に一つはあり得るんだと思いますが、結局この報告書が出て両論併記でしたね。そして、その外でこういうものだよ。でも、ブロッキングをやろうねというような決定をするようなことになるのではないかということが、この検討会議のそもそも設立の段階から内外で懸念されてきたところでございます。

そういうことにならないようにということは、強く申し上げたいと思います。以上です。
○村井座長 ありがとうございます。

森さん、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。川上さんから、みんな違うことを言っているんじゃないかというお話もありましたけれども、その御説明は宍戸先生にさせていただいたと思います。それぞれ通信の秘密、プライバシー、インターネットの自由、表現の自由、そういったものは有機的に関連しているということですね。それぞれの専門家が、得意分野の価値について語っている。ブロッキングは、そういったものを全て台なしにするものであるということです。それが、きれいごとである、格好いいことである。通信の秘密や、プライバシーや、インターネットの自由がそういうものにとどまるんだということであれば、それは幾ら御説明しても納得していただくことはできないだろうと思います。

私の資料7ですが、15ページをごらんください。「海外の制度との比較」ということでお話をしようと思います。これも宍戸先生の受け売りですけれども、日本は通信の秘密ということが非常に強調されます。EUは、プライバシーの保護が強い。米国は、表現の自由が強い。インターネット上で不当な監視を受けない利益を守る方法は、国によって異なるということです。

おめくりください。ちょっと具体的なことをいいますと、例えばGDPR、これはEUの個人情報保護法ですが、それと日本の個人情報保護法とちょっと違います。EUでは、日本でいうところの個人情報でなくても保護の対象になる。保護の対象が広いのです。

ウェブサイトの閲覧履歴ですね。ここで問題になっているものですが、そういうのはクッキーだけにひもづいた状態でも保護の対象になります。

日本は保護の対象が狭いので、個人情報でなければ保護されません。ウェブサイトの閲覧履歴はクッキーにのみひもづいた状態では保護されず、氏名等と結びついて初めて保護の対象となります。これに対して、通信の秘密の保護対象は個人情報に限定されないで広いということです。

おめくりください。ですから、「ドイツでやっているから日本でも大丈夫」というのは誤りです。プライバシーや表現の自由について、外国と同じ強度の制度がなく、通信の秘密に依存している面が日本にはあるということです。したがって、通信の秘密を外すと現代的な憲法が保障する価値が損なわれる事態が容易に生じ得るということです。

済みませんが、宍戸先生の資料11をごらんください。3ページです。もう一度、全くおっしゃったことですが、重要なことなので2回言いたいと思います。全く申しわけありません。3ページです。

本検討会議には、開催時より内外で次のような危惧が抱かれていた。

チェックが5つありますけれども、4番目です。

今、中間まとめには賛否両論であったと、ブロッキングについてそういうことが書かれています。しかし、賛否両論でしたね、御検討ありがとうございましたということで、このままだとあっさり法制化することが可能。

次のチェックですね。「本検討会議の外でブロッキング法制化を決定し、次期通常国会への法案提出を強行しようとするのではないか」。

その下、下線部分です。「現在の事務局案のままでは、意図するとせざるとにかかわらず、上記の危惧がそのまま現実のものとなりつつある、と言わざるを得ない。」ということです。ですので、賛否両論だけ確認して、はいありがとうございました。それでは、必要があると思いますので法律をつくりますというのが今の中間まとめですから、私は今の中間まとめの基本的な方向性に反対です。以上です。

○村井座長 今、前村さんと林さんと川上さんが挙げていますので、これで終わりにしますからそれだけちょっと時間超過しますけれども、よろしいですか。

それでは、前村さんお願いします。

○前村委員 ありがとうございます。総合的なところに関する意見ということで述べさせていただきたいと思います。

私からの意見は、資料9のほうにございます。理由1、理由2というふうに先ほどまでに第2章に絡むということで御説明してまいりました。理由3のところを御説明していきたいと思います。

「そもそも本件は、知財本部で閉じた場所で調整可能なレベルの話ではない」と、少し思い切った書き方がしてあります。その理由が、その下に書いてあるところです。

第5回の本検討会議で、インターネットを含む通信行政を管轄する総務省が「自由のインターネットか、監視のインターネットか」と発言なさいました。本検討会議のスコープは、やはり知的財産権を守るというふうなところに主眼が置かれていて、その結果に影響を受けてしまう通信事業全体に関する秩序、あるいはインターネットの適正な運営というものがどうもきちんと勘案されていないのではないかと思います。

インターネットを運営しているという我々の立場からいいますと、インターネット運営にかかわるあらゆるステークホルダーが自律的に検討して対策を生んでいく。そういうふうな信頼関係がないことには、インターネットというものはうまく動かないということです。

そういう通信やインターネットの適正な運用という観点から申しますと、知財戦略本部だけではなく、むしろ通信やインターネットに関して専門性を有し、それを検討することがマנדートであるIT戦略本部と連携をとって対策を進めていくほうが効果的であろうかと思うところであります。

今のところ、何人かの皆さんが御指摘なさっているように、「ブロッキング推進」「反

対」というふうな対立軸だけでこの8回に至る、勉強会も合わせて9回の会合が進んでしまっているというふうな状態が、まずは非常に遺憾であるということです。

海賊版対策はぜひともインターネットを運営する人間としてもやっていきたいのですが、それは正しい議論においてやっていきたいということで、それを切に望むものであります。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

林さん、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。私も、第3章でブロッキングに係る法整備の論点整理は書くべきであると思います。

もともとこのタスクフォース4.13の進め方というペーパーの中で、法制度整備について検討するという点を論点の一つとして大きな項目として挙げて議論されてきたわけですから、それについての議論を中間とりまとめの第3章で書くというのは当然であると思います。

憲法論について先ほど森先生、宍戸先生からお話がありましたけれども、憲法上、通信の秘密が絶対ということではなくて、あくまでも原理間の利益衡量の問題であるというのが基本であると、その点は宍戸先生からもお話があったと思います。

そこで、本件で議論すべき利益衡量というのは、決して児童の人格権侵害と著作権侵害のどちらが重いかという話ではなくて、著作権侵害と通信の秘密の侵害、弊害との具体的な利益衡量だと思っています。

なお、利用者が違法サイトを見る自由という観点ももしかしたらあるのかもしれませんが、これはいわば自分に不法行為をする自由を認めてくれというのに等しいので、要保護性は低いのではないかと思います。

総合対策の教育のところでも、違法行為に手を貸すとか、漫画家の収入を断つことでコンテンツ喪失基盤を揺るがすということを教育しているわけですから、そう言えるのではないかと思います。

そこで、具体的な利益衡量の対象というのを順番に見ると、著作権侵害については第1章で書かれているように、具体的な立法事実がインターネット上の反復継続する膨大な著作権侵害によって回復不可能な甚大な被害が生じているということ、これが立法事実として裏づけられています。海賊版サイトへのアクセス数の根拠について御指摘がありましたけれども、ただで読めるものをお金を出して買う人はいないという意味においても、十分に立法事実は裏づけられていると思います。

次に、比較する目的達成手段であるブロッキングによる通信の秘密の弊害、侵害に該当する可能性があるという比較する、対象となる行為は何かというと、全ての通信の宛先、IPアドレス及びポート番号を常時監視して、該当する通信をブロックする行為ということになります。

実は、これと同じ行為についてアクティブ警告方式では、「侵害される通信の秘密はIP

アドレス及びポート番号のみであり、これを機械的、自動的に確認してブロックすることは通信の秘密侵害の程度は相対的に低く、手段の相当性についても肯定できる」ので、正当業務として違法性が阻却されると評価されています。利益衡量における比較対象としての、通信の秘密についての具体的な弊害としては、ブロッキングの場合と行為としては同じではないかと思えます。

最後に補充性ですけれども、私もアクティブ警告方式をメニューの一つとして挙げることは全く反対しません。しかし、それでは足りないということは課題として挙げられているところでありまして、ブロッキングは他のどの対策よりもまずは第一的にとめられるという点では実効性が高いと思えます。以上です。

○村井座長 川上さん、お願いします。

○川上委員 今の林委員の発言に、全面的に賛成です。本当にそういうことを言いたい。具体的な事実とブロッキングを比較していただきたい。非常に抽象的なよくわからない正義みたいなものと皆さん比較されるんですけれども、具体的なものと比較していただきたいというのが私からの意見です。

それと、先ほどの立石委員の発言に関しては強く抗議をしたいと思えます。出版社の利益のためにやるのかというようにお話なんですけれども、出版社の利益のためじゃないんです。これは、泥棒されたという話なんです。泥棒されて、このままでは産業が成り立たなくなってしまう。それを、出版社の利益を守るためみたいなことを言われるのは出版業界に対する侮辱ですし、その前に漫画家の先生は、あたかも皆さんの意見の味方みたいなことをおっしゃっていましたが、それも出版で生計を立てている漫画家の先生に対する侮辱でもあると思えます。

そもそも私は出版業界ではなく、もともとはインターネットのサイトをやっている人間として発言させていただきますけれども、インターネットはその歴史において、著作物の違法配信でユーザーをふやして獲得してきたというのは、これは事実だと思います。

そのことに関しては私のサイトも関与していますし、それは当然グーグルのような検索サイトもそうですし、インターネット全体で著作物を犠牲にしてインターネットは大きくなってきた。そして、アメリカは国としてもそれを認めたわけなんです。これらのことに関して私はインターネットに関わる人間は自覚的であるべきでないかと思えます。

そうであれば、さきほどのような発言は出てこないんじゃないかと思えますので、インターネットそのものがやはり著作権侵害の助長的な歴史があるということはぜひ認識していただきたいと思えます。以上です。

○村井座長 では、切りがないので一言だけでお願いします。

○穴戸委員 一言だけ申し上げます。

まず、林先生の御指摘はそのとおりでございますが、ACTIVEについては、なればこそ本人同意というもので通信の秘密の利益の侵害を求めるという1点で強制的なブロッキングとは異なるということでございます。

第2点目は、川上さんから非常に率直なお話がございます、なるほどと思ったのですが、なればこそ我が国においてインターネットというものがあるような著作権を犠牲にしないようなやり方で健全に発展していくためにどうすればいいか、みんなで知恵を絞るべきだ。そのための仕組みをつくるべきだということを、私は申し上げたいと思います。以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、伊知哉さんどうぞ。

○中村座長 ありがとうございます。私も1回だけ、3分いただければと思うんですが。このタスクフォースは4.13の政府措置にいろいろな賛否の声がある中で設置をされて、私はここまでで成果が2つあるなと思っております。

1つは、まずこのタスクフォースができたということです。賛成、反対の両者、そしてステークホルダーの専門家の皆さんが一つのテーブルについてこの問題に向き合っている。これは、今後の対策を実施する上で非常に重要な座組であると思います。

それからもう一つは、瀬尾さんがコンセンサスを得られないものは両論をきちんと書き込むべきだとおっしゃったことですが、その上で総合対策を行うということの基本的なコンセンサスができたんじゃないか。

それを取りまとめできるかどうかの問題でありまして、何とかその取りまとめに向けてたどり着きたいのと今、私はその光を見ているところです。

その上で、きょうのこの事務局案というものを大きく改定するとしても、これで取りまとめに進む場合にポイントは2つかと思います。

1つは、これは長田さんも川上さんもおっしゃったことと関連するのですが、これで当面大丈夫だと言えるのかどうかということだろうと思います。私は、最悪の事態は4.13を繰り返すことだと思っておりまして、そうであればそのブロッキングを法制化しないとしても、ここに書かれた総合対策を実施することによって、少なくとも当面は展望を得られるというものに仕上げたいといいますが、そういったものにできるだけ近づけたいというのが1つです。

それからもう一つは、瀬尾さん、石川さん、前村さん、立石さんがおっしゃった、今後の対策に向かう民間の環境といいますか、体制がちゃんと整うのかどうか。総合対策、もちろんこの場の皆さんも、それから関係者、ステークホルダーの協力が前提となりますが、このタスクフォースによってその対立が深まったというような指摘も受けておりまして、それは座長の不徳の致すところでございます。そこは、伏してぜひ皆さんに協力をお願いしたいと思います。

私は、これまで重ねてこの問題、知財政策とIT政策の対立する部分を調整すると申し上げたんですけども、ひょっとするとその論の立て方が間違っていたのかもしれないと最近、考えています。

それは、知財とITの双方がこれから求める理念とか、自由が共存する場を探すといいま

すか、つくるという作業なんじゃないかなと、そのように言うべきだったかもしれませんし、それはこれからつくれるんじゃないかと思います。敵は海賊版でありまして、その対策に向けて協力をする。それだけは、確保したいと思っています。

中身でいいますと、私は「はじめに」と「おわりに」のところにはそのような意識をもっと書き込みたいと思っております、以前申し上げたような、この問題というのが単純な海賊版への対策ということではなくて、それを超える知財保護と通信の秘密という憲法が要請する理念が情報社会において共存できるような、そういう知恵を絞ったものかどうか、あるいは漫画アニメ大国たる日本がIT技術の落とし子である海賊版サイトに解決策をかく講じようとしたとか、この大変なタスクフォースの皆さんの御苦勞がどういう位置づけであったのかということはもちろん記しておきたいと思っております。

今、我々は何合目にいるのかよくわかりませんが、この山を登り切りたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○村井座長 ありがとうございました。

私から一言、言う時間もないんですけども、まず20分超えましたので、これは座長の不徳のいたすところでおわび申し上げます。こういうことがないように、順番に1章と2章、ほかのことを話してはだめだよと言いながら進めて、そこのあたりは順調だったんですけども、やはり最後に好きなことを言いたいよと言うと延びるということがよくわかりましたので、この議論は思う存分どこかでしていただくのがいいなと、そう思うところの議論はおかげさまであちこちでやっているんですね。それでも、いろいろ対立しているところは対立している。

ただ、やはりゴールは漫画とアニメ、コンテンツの海賊版がなくなる、あるいはそれがいわば健全化するということだと思うんです。このあたりだと思うと、できることはいっぱいあると思います。

そこが、緊急性という言葉も最初のミッションだったと思いますので、即効性、すぐできること、こういうところから始めて、最終的に効果が非常に出てくれば我々の勝ちということになるのではないかと思いますので、そのあたりの基盤、基調をもって、中間まとめということで予定されている会議はあと1回ではないかと思っておりますけれども、ぜひこの文書に従った、その中のさっき瀬尾さん言ったように順番がどうだとか、エンファシスはどこにあるのかとか、まとめはどこにあるのかとか、そういうことも大事だと思いますけれども、そういうことも含めて、つくっていただいた事務局の方に、このまとめの中で今後表現していただければ収束は可能ではないかと思っております。ぜひ、委員の皆様のお力をお願いしたいと思います。

それでは、局長お願いいたします。

○住田局長 どうもありがとうございました。委員の皆様からいただいた御意見はできるだけ忠実に反映をしながら、次回に向けて今回お示しをした案の修正版というのをお示しをしたいと思っております。

ただ、1点だけ、最後のほうを全部削除しろとか、そういう意見がありましたのと、あとは具体的な法制度の検討をすべきではないという御意見もあったかと思いますが、これはやはり本来のこの会議のマネデートとの関係、マネデートといいますが、この趣旨との関係でも、きょういろいろいただいた御意見との関係で。

○森委員 どうしてですか、局長。それは私の意見ですけれども、どうしてこの会議のマネデートと違うんですか。この会議のマネデートは、例えばブロッキングならばブロッキングをすることが適切かどうかということもこの会議の議題なんじゃないですか。

○住田局長 だから、具体的な法制度の検討をすべきではないという御意見は、さすがに私もそうですねと言いかねると。

○森委員 憲法違反の疑いが強ければ、そうでしょう。

○住田局長 憲法違反の疑いが強いものの議論をしてはいけないということはないと思います。憲法違反の疑いが強いという御意見を森さんがお持ちなのはわかりますが、森さんがそう思うから、それに関連する法制度の議論を検討すべきではないというのは、これはもともとこういった会議でも何でもいいんですけれども、そういった場で検討すること自体を否定するのは極めて危険な発想だと私は思います。

○森委員 わかりました。検討自体には私も賛成したので、検討していただきましたけれども、それを中間取りまとめに書き込むと、先ほど宍戸先生が示された懸念のように、はい、御検討ありがとうございました、それでは法制化いたしましょうということにつながるから、私は書くべきでないと言っているんです。

大変失礼しました。検討していただいても全く結構です。

○住田局長 それであれば、その点はよかったです、あとは削除する、しないの件はきょうも両論ございましたので、それも踏まえまして次の案をつくりたいと思います。

あとは、この会議は先ほど中村さんがおっしゃられたとおりでございますけれども、私自身としては、もともと政府の部内でもよく関係省庁と相談をしながら、あらゆるステークホルダーが集まれるようにいうことで、そういう場としてつくったつもりだったものですから、まだステークホルダーが足りないと言われるとなかなか厳しいところもありますし、また、漫画業界からの御意見もできるだけお願いしたかったんですけれども、なかなか漫画家の方が出てこられなかったという事情もございましたものですから、そういった面はうまくいっていない部分があるかもしれません。

ただ、IT戦略本部というような話も事務局に対して御指摘がありましたけれども、政府部内では常に連携をしながらやっております、IT戦略本部も含む各司令塔の間では緊密な連携を日常からとっているということは申し上げたいと思います。

立石さんは非常に悲観的な見方をされておりましたけれども、ぜひ信頼関係を何とかこのメンバー、あるいは業界全体としても何とかつくり上げていくことができるように、今後ますます皆様の御協力をお願いしたいと思いますので、次回、あと1回だと思っておりますけれども、中間まとめに向けて引き続き御協力をお願いしたいと思います。ありがとうございます

いました。

○村井座長 どうもありがとうございました。

それでは、これで会議を終了します。本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。